〇文部科学省告示第百三十号

関 係 大 学 法 令 設 置 \mathcal{O} 規 基 定 潍 12 等 基 \mathcal{O} づ き、 部 を 改 及 正 U す 関 る 係 省 法 令 令 を 令 実 和 施 す 兀 る 年 文 た 部 8 科 学 大 省 学 設 令 第 置 基 三 + 準 等 兀 号) \mathcal{O} 部 \mathcal{O} を 施 改 行 正 に す 伴 る 1 省 令 並 び \mathcal{O} 施 に

令和四年九月三十日

行

に

伴

う

文

部

科

学

省

関

係

告

示

 \mathcal{O}

整

理

に

関

す

る

告

示

を

次

 \mathcal{O}

ょ

う

に

定

8

る

文部科学大臣 永岡 桂子

大 学 設 置 基 準 等 \mathcal{O} 部 を 改 正 す る 省 令 \mathcal{O} 施 行 に 伴 う 文 部 科 学 省 関 係 告 示 \mathcal{O} 整 理 に 関 す る 告 示

大 学 が 授 業 \mathcal{O} 部 を 校 舎 及 び 附 属 施 設 以 外 \mathcal{O} 場 所 で 行 う 場 合 に 0 1 7 定 \otimes る 件 \mathcal{O} 部 改 正

文 部 科 学 省 告 示 第 几 十三 号) \mathcal{O} 部 を 次 \mathcal{O} ょ う に 改 正 す る。 第

条

大

学

が

授

業

 \mathcal{O}

部

を

校

舎

及

び

附

属

施

設

以

外

 \mathcal{O}

場

所

で

行

う

場

合

に

0

1

7

定

 \Diamond

る

件

平

成

+

五.

年

次 \mathcal{O} 表 に ょ り 改 正 前 欄 に 掲 げ る 規 定 \mathcal{O} 傍 線 を 付 L た 部 分 をこ れ に 対 応 す る 改 正 後 欄 12 撂 げ る 規

定 0) 傍 線 を 付 L た 部 分 \mathcal{O} よう に 改 8 る。

に整備されていること の設備が適切に整備されていること い環境を有し、当該場所には、区では、必要な施設及び図書等の設備が適切 い環境を有し、当該場所には、学生自習室その他の施設及び図書等四 当該授業を行う校舎及び附属施設以外の場所は、教育にふさわし 四 当該授業を行う校舎及び附属施設以外の場所は、教育にふさわし一〜三 [略]	改 正 後 改 正 前
の他の施設及び図書等	

大 学 設 置 基 準 第 六 + 条 \mathcal{O} 規 定 に 基 づ き、 新 た に 大 学 · 等 を 設 置 し、 又 は 薬 学 を 履 修 す る 課 程 \mathcal{O} 修 業

年 限 を 変 更 す る 場 合 \mathcal{O} 教 員 組 織 校 舎 築 \mathcal{O} 施 設 及 び 設 備 \mathcal{O} 段 階 的 な 整 備 に 9 1 て 定 \Diamond る 件 \mathcal{O} 部

改正)

修

業

年

限

を

変

更

す

る

場

合

 \mathcal{O}

教

員

組

織

校

舎

等

 \mathcal{O}

施

設

及

U

設

備

 \mathcal{O}

段

階

的

な

整

備

に

0

1

7

定

 \Diamond

る

件

平

第 条 大 学 設 置 基 準 第 六 + 条 \mathcal{O} 規 定 に 基 づ き、 新 た に 大 学 等 を 設 置 L 又 は 薬 学 を 履 修 す る 課 程 \mathcal{O}

成 + 五 年 文 部 科 学 省 告 示 第 兀 + 兀 号) \mathcal{O} 部 を 次 \mathcal{O} ょ う に 改 正 す る

次 \mathcal{O} 表 に ょ り 改 正 前 欄 に 掲 げ る 規 定 \mathcal{O} 傍 線 を 付 L た 部 分 を ح れ に 順 次 対 応 す る 改 正 後 欄 に 掲 げ

る 規 定 \mathcal{O} 傍 線 を 付 L た 部 分 \mathcal{O} ょ う に 改 8 る。

改正後	改正前
大学設置基準第六十一条の規定に基づき、新たに大学等を設置し、又	大学設置基準第六十条の規定に基づき、新たに大学等を設置し、又は
は薬学を履修する課程の修業年限を変更する場合の教育研究実施組織、	薬学を履修する課程の修業年限を変更する場合の教員組織、校舎等の施
	設及び設備の段階的な整備について次のように定める。
1 教育研究実施組織の段階的な整備については、次の各号に該当する	1 教員組織の段階的な整備については、次の各号に該当する場合にお
場合において認めるものとする。	いて認めるものとする。
一•二 [略]	一・二 [同上]
2 [略]	2 [同上]
3 文部科学大臣は、大学等の設置を認可した後、当該認可時における	3 文部科学大臣は、大学等の設置を認可した後、当該認可時における
留意事項、授業科目の開設状況、教育研究実施組織の整備状況その他	留意事項、授業科目の開設状況、教員組織の整備状況その他の年次計
の年次計画の履行状況について報告を求め、必要に応じ、書類、面接	画の履行状況について報告を求め、必要に応じ、書類、面接又は実地
又は実地により調査することができるものとする。	により調査することができるものとする。
備考 表中の[]の記載は注記である。	

大 学 設 置 基 潍 別 表 第 --- 1 備 考 第 九 号 \mathcal{O} 規 定 に 基 づ き薬 学 関 係 臨 床 に 係 る 実 践 的 な 能 力 を培うこ

لح を 主 た る 目 的 と す る ŧ \mathcal{O} \mathcal{O} 学 部 に 係 る 車 任 教 員 に 0 1 7 定 \Diamond る 件 \bigcirc _ 部 改 正

第三 うこ 条 と を 大 主 学 た 設 る 置 目 基 的 準 کے 別 す 表 第 る ŧ --- 1 \mathcal{O} 備 考 \mathcal{O} 学 第 部 九 号 に 係 \mathcal{O} 規 る 定 専 任 に 教 基 員 づ に き 薬 0 学 1 て 関 定 係 \Diamond 臨 る 件 床 に 平 係 る 成 実 + 六 践 的 年 文 な 能 部 科 力 学 を 省 培

告 示 第 百 七 + 五. 号) \mathcal{O} --- 部 を 次 \mathcal{O} ょ う に 改 正 す る

る 次 規 定 \mathcal{O} 表 \mathcal{O} 傍 12 線 ょ ŋ を 付 改 L た 正 部 前 欄 分 \mathcal{O} に ょ 掲 う げ に る 改 規 8 定 る。 \mathcal{O} 傍 線 を 付 L た 部 分 をこれ に 順 次 対 応 す る 改 正 後 欄 に 掲

げ

改正後	改 正 前
る。	る。 主たる目的とするもの)の学部に係る専任教員について次のように定め1115の規定に基づき、薬学関係(臨床に係る実践的な能力を培うことを1115の規定に基づき、薬学関係(臨床に係る実践的な能力を培うことを 大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)別表第一イ備考第
能力を培うことを主たる目的とするもの)の学部に係る基幹教員数に1 大学設置基準別表第一イに規定する薬学関係(臨床に係る実践的な	能力を培うことを主たる目的とするもの)の学部に係る専任教員数に 1 大学設置基準別表第一イに規定する薬学関係(臨床に係る実践的な
れを切り上げる。欠項こおいて「実务の圣険を育する基幹教員数」と 六分の一を乗じて算出される数(小数点以下の端数があるときは、こ	- へを刃り上げる。欠頂こおいて「実務の圣険を育する專壬枚員数」と一六分の一を乗じて算出される数(小数点以下の端数があるときは、こ
やお五年以上	おむね五年
者とする。	者とする。
に三分の二を乗じて算出される数	
いては、基幹教員以外の者であっても、一年につき六単位以上の授業小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。)の範囲内につ	いては、専任教員以外の者であっても、一年につき六単位以上の授業 小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。)の範囲内につ
科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の薬学関係(臨床に係る	科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の薬学関係(臨床に係る
、て責任と思う者で足りるののでする。こだし、当友者の女は、大学実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの)の学部の運営につ	、て賃任と担う者ではりる。 実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの)の学部の運営につ
置基準別表第一イ①備考第二号ただし書の規定により複数の学	
る教員の数と合わせて、同表により当該大学に置く薬学関係の学部のついて算入する基幹教員の数及び同表備考第三号の規定により算入す	
、「通常のこのように対している。」というでは、これで、及び規模に応じ定める基幹教員の数(共同学科を置く学部に	
表を適用して得られる基幹教員の数と同令第四十六条の規定により得る。に、当前告書に対しる事情を表現する言称でして言言なれて、	
られる当該共同学科に係る基幹教員の数を合計した数)と同令別表第	
の四分の一を超えないものとする。二により大学全体の収容定員に応じ定める基幹教員の数を合計した数	

(大学 が 外 国 に 学 部、 学科そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 組 織 を 設 け る 場 合 \mathcal{O} 基 準 の 一 部 改 正

第 兀 条 大 学 が 外 玉 に 学 部 学 科 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 組 織 を 設 け る 場 合 \mathcal{O} 基 準 平 成二十 年 文 部 科 学省告示 第 百

三号)の一部を次のように改正する。

次 \mathcal{O} 表 に ょ り、 改 正 前 欄 に 掲 げ る 規 定 \mathcal{O} 傍 線 を付 L た 部 分をこれ 12 順 次 対 応 する 改 Ē 後欄 に 掲 げ

る 規 定 \mathcal{O} 傍 線 を 付 L た 部 分 \mathcal{O} よう ĺ 改 め る。

備考 表中の[]の記載は注記である。	大学設置基準第五十八条の規定に基づき、大学(短期大学を除く。以 大学設置基準第四 大学設置基準第五十八条の規定を適用して得た数とすること。	改 正 後
	大学設置基準第四十三条の規定に基づき、大学(短期大学を除く。以大学設置基準第四十三条の規定を適用して得た数とすること。 大学が外国に設ける学部、学科その他の組織(以下「外国組織」 という。)における専任教員数は、次に定めるところにより、大学 設置基準第一十三条の規定を適用して得た数とすること。 ス・ロ [同上]	改 正 前

 \mathcal{O} 大 専 学 任 設 教 員 置 基 数 準 \mathcal{O} 附 算 則 定 第 に 七 係 項 る \mathcal{O} 別 規 表 定 第 に 基 口 づ に き、 定 \Diamond 医 る 学 医 部 学 \mathcal{O} 関 収 係 容 \mathcal{O} 定 専 員 任 を七 教 員 百二十人 数 に 係 る を超 基 準 え に て 0 増 1 加 7 す 定 る \Diamond 大 学 る

件 \mathcal{O} 部 改 正

る

件

平

成

+

__

年

文

部

科

学

省

告

示 第

百

七

+

号

 \mathcal{O}

部

を

次

 \mathcal{O}

ょ

う

12

改

正

す

る。

第 大 五 学 条 \mathcal{O} 専 大 学 任 教 設 置 員 数 基 準 \mathcal{O} 算 附 定 則 第 に 七 係 項 る \mathcal{O} 别 規 表 定 第 に -- 基 口 づ に き、 定 め る 医 . 学 医 学 部 関 \mathcal{O} 係 収 容 \mathcal{O} 定 専 任 員 を 教 員 七 数 百 に + 係 人 る 基 を 準 超 え に 7 0 増 1 て 加 定 す る \Diamond

順 次 \mathcal{O} 表 12 ょ り 改 正 前 欄 に 掲 げ る 規 定 $\overline{}$ 題 名 を 含 む 0 以 下 同 ľ \mathcal{O} 傍 線 を 付 L た 部 分 をこれ に

次 対 応 す る 改 正 後 欄 12 撂 げ る 規 定 \mathcal{O} 傍 線 を 付 L た 部 分 \mathcal{O} ょ う に 改 め る

改正後	改 正 前
大学設置基準附則第四項の規定に基づき、医学部の収容定員を七	大学設置基準附則第七項の規定に基づき、医学部の収容定員を七
百二十人を超えて増加する大学の基幹教員数の算定に係る別表第	百二十人を超えて増加する大学の専任教員数の算定に係る別表第
一口に定める医学関係の基幹教員数に係る基準について定める件	一口に定める医学関係の専任教員数に係る基準について定める件
大学設置基準附則第四項の規定に基づき、医学部の収容定員を七百二	大学設置基準附則第七項の規定に基づき、医学部の収容定員を七百二
十人を超えて増加する大学の基幹教員数の算定に係る別表第一口に定め	口に定め 十人を超えて増加する大学の専任教員数の算定に係る別表第一口に定め
る医学関係の基幹教員数については、当該大学の医学に関する学部の学	る医学関係の専任教員数については、当該大学の医学に関する学部の学
科における一年間の担当授業科目が六単位に満たない者及び当該大学に	科における一年間の担当授業科目が六単位に満たない者及び当該大学に
おける教育研究に従事する時間数が一週間当たり十六時間に満たない者	おける教育研究に従事する時間数が一週間当たり十六時間に満たない者
を含めないものとする。	を含めないものとする。

大 学 \mathcal{O} 専 門 職 学 科 に 関 L 必 要 な 事 項 を 定 \otimes る 告 示 \mathcal{O} _ 部 改 正

第 六 条 大 学 \mathcal{O} 専 門 職 学 科 に 関 L 必 要 な 事 項 を 定 \Diamond る 告 示 平 成三十· 年 文 部 科 学省 告 示 第 五号) の —

部を次のように改正する。

次 \mathcal{O} 表 に ょ り、 改 正 前 欄 に 掲 げ る 規 定 \mathcal{O} 傍 線 を 付 し た 部 分をこ れ 12 順 次 対 応 する 改 正 後 欄 に 掲 げ

る 規 定 \mathcal{O} 傍 線 を 付 L た 部 分 \bigcirc よう ĺ 改 め る。

い等てい門との水職大審げづ、に専	第一条 大学設置基準第四第一条 大学設置基準第四度めるところにより行うを対る方法によって行うもがる方法によって行うも数は、同表の各項の方法数は、同表の各項の方法をいものとする。
により、当該大学の規定に基 と認められる職業資格又は次に掲 を有すると認めたれる職業資格又は次に掲 を有すると認めたれる職業の能力を修得させることとし により、当該大学の専門 で修得させることとし のと認められる者 で下下、当該大学の専門 で下下、当該大学の専門 で下下、当該大学の専門 で下下、当該大学の専門 で下下、当該大学の専門 で下下、当該大学の専門 で下下、当該大学の専門 で下下、当該大学の専門 で下下、当該大学の専門 で下下、当該大学の専門 で下下、当該大学の専門 で下下、当該大学の専門 で下下、当該大学の専門 で下下、当該大学の専門 でにおって、当該 で下下、当該大学の専門 で下下、「下下、」「下下、」「下下、」「下下、」「下下、」「下下、」「下下、」「	世位を与えられる者 世位を与えられる者 世位を与えられる者に対し、 単位を与えられる者に対し、 世位を与える単位数 で方法により与える単位数 で方法により与える単位数 で方法により与える単位を しょり しょう しょう はい しょう はい
略	-位を与えられる者 単位を与える方法 改 正 後 単位を与える方法 は
同上	第一条 大学設 の定めるとこ の定めるとこ 相げる方法に 超えないもの 超えないもの 超えないもの
専門性が求められる職業 専門性が求められる職業 で保る実務の能力に関する 大学において大学の専門 でにより、当該大学の専門 でにより、当該大学の専門 でいる実践的な能力に関する をにより、当該大学の専門 でいると認められる職業 に係る実務の経験を有し でいると認めたも でいると認められる者 一 [同上] イ [同上]	改正前 一次 正前 一次 正前 一次 正前 一次 正前 一次 正前 一次 正前 一次 正式 一次 一次 正式 一次 一次 正式 一次 一次 正式 一次 一次 一次 正式 一次 正式 一次 正式 一次
[同上]	項に規定する入学前の実務 内目の履修とみなして大学 次の表の上欄に掲げる授業 し、与えることのできる単 し、与えることのできる単 がの表の上欄に掲げる授業

備考 表中の[]	第二条 大学設置基準第四十二条の力 をに係る授業科目の開設は、 を をに係る授業科目の開設は、 等に係る授業科目の開設は、 等に係る授業科目の開設は、 等に係る授業科目の開設は、 等に係る授業科目の開設は、 第二条 大学設置基準第四十二条の力	[略]
の記載は注記である。	は、 次 九 次 第 次 り 次 り た り た り た り た り た り た り た り た り	「略」 「中華性の内容に照 大学設置基準第四 大学設置基準第四 の教育の内容に照 の教育の内容に照 であること であること
	次に掲げるところにより行うものとする九第一項第三号に規定する連携実務演習、次に掲げるところにより行うものとするのの第一項第三号に規定する臨地実務	略
	2 - る習 - す務二	同上
	帝四十二条の十二第一項第 第四十二条の十二第一項第 第四十二条の十二第一項第	大学設置基準第四十二条の四第一項に規定する専門職に規定する専門職に規定する専門職をの他の教育の内容に照らして適切ない。 ものであることものであることが、ニ [同上]
	全五 [同上] 一五 [同上]	[同上]

専 門 職 大 学 に 関 L 必 要 な 事 項 を 定 \Diamond る 件 \mathcal{O} _ 部 改 正

第 七 条 専 門 職 大 学 に 関 L 必 要 な 事 項 を 定 \Diamond る 件 亚 成二十 九 年 文 部 科 学省 告 示第百 九 号) ∅– 部 を

次のように改正する。

次 \mathcal{O} 表 に ょ り、 改 正 前 欄 に 掲 げ る 規 定 \mathcal{O} 傍 線 を付 L た 部 分をこれ 12 順 次 対 応 する 改 正 後 欄 に 掲 げ

る 規 定 \mathcal{O} 傍 線 を 付 L た 部 分 \bigcirc よう ĺ 改 め る。

一項、第六十三条第二項、第七十七条及び第七十八条の規定に基づき、	条第一項、第二十六条第四項、第二十九条第一項第三号、第六十二条第	条第一項第一号、同条第三項、第十八条第二項、同条第四項、第二十五	専門職大学設置基準(平成二十九年文部科学省令第三十三号)第十一	改正後
及び第七十四条の規定に基づき、専門職大学に関し必要な事	九条第一項第四号、第六十六条第一項、第六十七条第二項、	条第二項、同条第四項、第二十五条第一項、第二十六条第三	専門職大学設置基準(平成二十九年文部科学省令第三十三	改正前

第一 基準第十九条の二第一項第一号の文部科学大臣が定める基準等を定め める基準等については、令和三年文部科学省告示第十八号(大学設置一条 専門職大学設置基準第十一条第一項第一号の文部科学大臣が定 専門職大学に関し必要な事項を次のように定める。

の規定を準用する。

第二条 準用する 科目を開設する大学等が協議すべき事項について定める件) 部科学省告示第十九号(大学設置基準第十九条の二第三項の連携開設 開設する他の大学が、当該連携開設科目を開設し、 科目を自ら開設したものとみなす専門職大学及び当該連携開設科目を に、当該連携開設科目に関して協議する事項については、令和三年文 専門職大学設置基準第十 一条第三項の規定に基づき、 及び実施するため の規定を 連携開設

第六条 単位を超えないものとする。 職大学の定めるところにより行う単位の授与は、次の表の上欄に掲げ の経験を通じた実践的な能力の修得を授業科目の履修とみなして専門 きる単位数は、 る授業科目について、同表の中欄に掲げる者に対し、 欄に掲げる方法によって行うものとする。 専門職大学設置基準第二十六条第四項に規定する入学前の実務 同表の各項の方法により与える単位数を合わせて三十 ただし、 それぞれ同表の 与えることので

[表略]

第七条 務実習に係る授業科目の開設は、 専 |門職大学設置基準第二十九条第一項第三号に規定する臨地実|第七条 次に掲げるところにより行うものと

うに定め、 及て第七十四条の財気に基づき 平成三十一年四月一日から施行する。 専門職力学に厚 事項を次のよ 項、 号) 第七十三条 第二十 第十八

第一条 設置基準第十九条の二第一項第一号の文部科学大臣が定める基準等を が定める基準等については、令和三年文部科学省告示第十八号(大学 定める件)の規定を準用する。 専門職大学設置基準第十 一条の二第 一項第一号の文部科学大臣

第二条 ために、 開設科目を開設する大学等が協議すべき事項について定める件) 年文部科学省告示第十九号 目を開設する他の大学が、当該連携開設科目を開設し、 定を準用する。 開設科目を自ら開設したものとみなす専門職大学及び当該連携開設科 専門職大学設置基準第十 当該連携開設科目に関して協議する事項については、令和三 (大学設置基準第十九条の二第三項の連携 一条の二第三項の規定に基づき、 及び実施する の規

第六条 単位を超えないものとする。 きる単位数は、 る授業科目について、同表の中欄に掲げる者に対し、 職大学の定めるところにより行う単位の授与は、 下欄に掲げる方法によって行うものとする。 の経験を通じた実践的な能力の修得を授業科目の履修とみなして専門 専門職大学設置基準第二十六条第三項に規定する入学前 同表の各項の方法により与える単位数を合わせて三十 、ただし、 次の表の上欄に掲げ それぞれ同表の 与えることので 0 実務

同上

務実習に係る授業科目の開設は、 専門職大学設置基準第二十九条第一 次に掲げるところにより行うものと 項第四号に規定する臨地

. 70

一~五 [略]

る。習等に係る授業科目の開設は、次に掲げるところにより行うものとする。専門職大学設置基準第二十九条第一項第三号に規定する連携実務演

一~五 [略]

まのとする。 東外国大学」とあるのは「連携外国専門職大学」と読み替える で大学が国際連携学科」とあるのは「専門職大学が国際連携学科」と 条第一項」とあるのは「専門職大学設置基準第六十二条第一項」と、 条第一項」とあるのは「専門職大学設置基準第五十 条第一項」とあるのは「専門職大学設置基準第五十 を設ける場合について定め を設ける場合については、平成二十六年文部科学 第八条 専門職大学設置基準第六十二条第一項の規定に基づき、専門職 第

第九条 基準第五十一条第二項」とあるのは 示第百六十八号)の規定を準用する。この場合において、 大学等と協議する事項について定める件(平成二十六年文部科学省告 ける大学が国際連携教育課程を編成し、及び実施するために連携外国 連携外国専門職大学等と協議する事項については、 設ける専門職大学が国際連携教育課程を編成し、及び実施するために あるのは「連携外国専門職大学」と読み替えるものとする。 により読み替えて適用する場合を含む。)に基づき、 「大学が」とあるのは「専門職大学が」と、「連携外国大学」と 項」と、「同令第五十六条の二」とあるのは「同令第六十九条」 専門職大学設置基準第六十三条第二項の規定(同令第六十九条 「専門職大学設置基準第六十三条 国際連携学科を設 国際連携学科を 「大学設置

省告示第百三号)の規定を準用する。この場合において、「大学設置に学部、学科その他の組織を設ける場合の基準(平成二十年文部科学外国に学部、学科その他の組織を設ける場合については、大学が外国十条 専門職大学設置基準第七十七条の規定に基づき、専門職大学が

する。

一~五 [同上]

習等に係る授業科目の開設は、次に掲げるところにより行うものとす2 専門職大学設置基準第二十九条第一項第四号に規定する連携実務演

一〜五 [同上]

、「連携外国大学」とあるのは「連携外国専門職大学」と読み替える省告示第百六十四号(大学が国際連携学科を設ける場合において、「大学設置基準第五十る件)の規定を準用する。この場合において、「大学設置基準第五十条第一項」とあるのは「専門職大学設置基準第六十六条第一項」と、条第一項」とあるのは「専門職大学設置基準第六十六条第一項の規定に基づき、専門職大学が国際連携学科を設ける場合については、平成二十六年文部科学大学が国際連携学科を設ける場合については、平成二十六年文部科学大学が国際連携学科を設ける場合については、平成二十六年文部科学大学が国際連携学科を設ける場合については、平成二十六年文部科学大学が国際連携学科を設ける場合については、平成二十六年文部科学、「連携外国大学」とあるのは「連携外国専門職大学に関係を表現して、「連携外国大学」とあるのは「連携外国専門職大学」と読み替える

第九条 省告示第百六十八号)の規定を準用する。この場合において、 条の二」と、「大学が」とあるのは 七条第二項」と、「同令第五十六条の二」とあるのは「同令第七十二 設置基準第五十一条第二項」とあるのは 外国大学等と協議する事項について定める件(平成二十六年文部科学 を設ける大学が国際連携教育課程を編成し、及び実施するために連携 めに連携外国専門職大学等と協議する事項については、 科を設ける専門職大学が国際連携教育課程を編成し、及び実施するた の二により読み替えて適用する場合を含む。 大学」とあるのは「連携外国専門職大学」と読み替えるものとする。 専門職大学設置基準第六十七条第二項の規定(同令第七十二条 「専門職大学が」と、 「専門職大学設置基準第六十)に基づき、国際連携学 国際連携学科 「連携外! 「大学

省告示第百三号)の規定を準用する。この場合において、「大学設置に学部、学科その他の組織を設ける場合の基準(平成二十年文部科学外国に学部、学科その他の組織を設ける場合については、大学が外国第十条 専門職大学設置基準第七十三条の規定に基づき、専門職大学が

専門職大学設置基準第四十七条」と読み替えるものとする。「大学(短期大学を除く。以下同じ。)」とあるのは「専門職大学設置基準第三十四条」と、「大学設置基準第三十七条」とあるのは「専門職大学設置基準第三十四条」と、「大学の」とと、「大学が」とあるのは「専門職大学設置基準第三十四条」と、「大学の」とと、「大学が」とあるのは「専門職大学設置基準第四十三条」とあるのは「専門職大学設置基準第七十七条」と、基準第四十三条」とあるのは「専門職大学設置基準第七十七条」と、

「大学等」とあるのは「専門職大学等」と読み替えるものとする。職大学を設置する場合の段階的な整備について定める件)の規定を準整学を履修する課程の修業年限を変更する場合の教育研究実施組織、交舎等の施設及び設備の段階的な整備については、平成十五年文部科学省告示第四十四号(大学設置基準第六十一条の規定に基づき、新たに大学等を設置し、又は学設置基準第六十一条の規定に基づき、新たに専門、第十一条 専門職大学設置基準第七十八条の規定に基づき、新たに専門、第十一条 専門職大学設置基準第七十八条の規定に基づき、新たに専門、第十一条 専門職大学設置基準第七十八条の規定に基づき、新たに専門、第十一条 専門職大学設置基準第七十八条の規定に基づき、新たに専門、第十一条 専門職大学設置基準第七十八条の規定に基づき、新たに専門、第十一条 専門職大学設置基準第七十八条の規定に基づき、新たに専門、第十一条 専門職大学設置基準第七十八条の規定に基づき、新たに専門、第十一条 専門職大学設置基準第七十八条の規定に基づき、新たに専門、第十一条 専門職大学等」と読み替えるものとする。

「専門職大学設置基準第四十七条」と読み替えるものとする。「大学(短期大学を除く。以下同じ。)」とあるのは「専門職大学設置基準第四十六条」と、「大学設置基準第三十七条」とあるのは「専門職大学設置基準第三十五条」と、「大学の」と、「大学が」とあるのは「専門職大学設置基準第三十五条」と、「大学の」と、「大学が」と、「大学の」と、「大学が」とあるのは「専門職大学設置基準第十五条」と、「大学設置基準第十三条」と、基準第四十三条」とあるのは「専門職大学設置基準第七十三条」と、基準第四十三条」と、

第十一条 専門職大学等」と読み替えるものとする。
は「専門職大学等」とあるのは「専門職大学」と、「大学等」とあるのおいて、「大学」とあるのは「専門職大学を設置する場合の教員組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備については、平成十五年文部科学省告示第四十四号(大学設置基準第十一条 専門職大学設置基準第七十四条の規定に基づき、新たに専門

備考 表中の[]の記載は注記である。

(大学 院に 専攻ごとに 置 < ŧ \mathcal{O} と す る 教 員 \mathcal{O} 数 に 7 ١, 7 定 \Diamond る 件 の 一 部 改 正

第 八 条 大 学 院 に 専 攻ごとに 置 < t \mathcal{O} لح す る 教 員 \bigcirc 数 に 9 1 て 定 \Diamond る 件 平 成 + __ 年 文 部 科 学 省 位 第

百 七 + 五. 号) \mathcal{O} __ 部 を 次 \mathcal{O} ょ う に 改 正 す る。

次 \mathcal{O} 表 に ょ り、 改 正 前 欄 に 掲 げ る 規 定 \mathcal{O} 傍 線 を 付 し た 部 分 をこ れ 12 順 次 対 応 する 改 正 後 欄 に 掲 げ

る 規 定 \mathcal{O} 傍 線 を 付 L た 部 分 \mathcal{O} よう K 改 め る。

							ı
備考を表中の[]	[略]	専門分野	別表第二	[略]	専門分野	別表第一	三 一 大学院には、専門 一 大学院には、専門 一 大学院には、専門 一 大学院には、専門 で指導補助教員」という。) 導補助教員」という。) 等補助教員」という。) 等補助教員」という。) で指導補助教員」という。)
の記載は注記である。		研究指導教員数			研究指導教員数		改 東 京 下 で で で で で で で で で で で で と と と と と と と と と と と と と
		そのこ			その		正 後 正 後 正 後 正 後 正 後 正 後 正 後 正 後
		他の教育			他の教育		
		教育研究実施組織			の教育研究実施		数欄以他以よなとに下の下り教
		組織			組織		数 め 研 育 研 大 研 のの 究 研 究 学 究 研 な 指 究 指 院 実
	[同上]	専門分野	別表第二	[同上]	専門分野	別表第一	三〜八 [同上] 三〜八 [同上]
		研究指導教員数			研究指導教員数		改正 前 改正 前 企正 前 企工 前 正
		その他の教員組織			その他の教員組織		本のとする。 改工工工の表の他の教員組織の欄に定めのない場合に 本のとする。 改別表第二に定めるところにより、大学院設置基準 本のとする。 本のとする。 改別表第二に定めるところにより、大学院設置基準 ものとする。 改別表第二に定めるところにより、大学院設置基準 ものとする。 改工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工

大 学 院 設 置 基 潍 第 兀 + 六 条 \mathcal{O} 規 定 に 基 づ き、 新 た に 大 学 院 等 を 設 置 す る 場 合 \mathcal{O} 教 員 組 織 校 舎 等

 \mathcal{O} 施 設 及 CK 設 備 \mathcal{O} 段 階 的 な 整 備 に 0 1 7 定 \Diamond る 件 \mathcal{O} 部 改 正

第 九 条 大 学 院 設 置 基 準 第 兀 + 六 条 \mathcal{O} 規 定 に 基 づ き、 新 た に 大 学 院 等 を 設 置 す る 場 合 \mathcal{O} 教 員 組 織 校

舎 等 \mathcal{O} 施 設 及 U 設 備 \mathcal{O} 段 階 的 な 整 備 に 0 1 て 定 \Diamond る 件 亚 成 + 五. 年 文 部 科 学 省 告 示 第 五. + 号) \mathcal{O}

部を次のように改正する。

次 \mathcal{O} 表 に ょ n 改 正 前 欄 に 掲 げ る 規 定 \mathcal{O} 傍 線 を 付 L た 部 分 をこ れ に 順 次 対 応 す る 改 正 後 欄 に 掲 げ

る 規 定 \mathcal{O} 傍 線 を 付 L た 部 分 \mathcal{O} ょ う に 改 8 る

備考 表中の[]の記載は注記である。	応じ、書類、面接又は実地により調査することができるものとする。の整備状況その他の年次計画の履行状況について報告を求め、必要に該認可時における留意事項、授業科目の開設状況、教育研究実施組織		一・二 [略] 場合において認めるものとする。	教育研究実施組織の段階的な整備については、次の各号に該当する」等の施設及び設備の段階的な整備について次のように定める。	定に基づき、新たに大学院等を設置する場合の教育研究実施組織、校舎 宍大学院設置基準(昭和四十九年文部省令第二十八号)第四十六条の規	改正後
	類、面接又は実地により調査することができるものとする。沢その他の年次計画の履行状況について報告を求め、必要に応じ、書該認可時における留意事項、授業科目の開設状況、教員組織の整備状	3 文部科学大臣は、大学院等の設置又は課程の変更を認可した後、当2 [同上]	一・二 [同上] いて認めるものとする。	1 教員組織の段階的な整備については、次の各号に該当する場合にお及び設備の段階的な整備について次のように定める。	校舎 定に基づき、新たに大学院等を設置する場合の教員組織、校舎等の施設の規 大学院設置基準(昭和四十九年文部省令第二十八号)第四十六条の規	改正前

短 期 大 学 が 授 業 \mathcal{O} 部 を 校 舎 及 び 附 属 施 設 以 外 \mathcal{O} 場 所 で 行 う 場 合 12 0 ** \ 7 定 8 る 件 \mathcal{O} 部 改 正

第 + 条 短 期 大 学 が 授 業 \mathcal{O} 部 を 校 舎 及 び 附 属 施 設 以 外 \mathcal{O} 場 所 で 行 う 場 合 に 0 1 7 定 \Diamond る 件 平 成 +

五. 年 文 部 科 学 省 告 示 第 五 + --- 号) \mathcal{O} 部 を 次 \mathcal{O} ょ う に 改 正 す る。

次 \mathcal{O} 表 に ょ ŋ `` 改 正 前 欄 に 掲 げ る 規 定 \mathcal{O} 傍 線 を 付 L た 部 分 をこ れ に 対 応 す る 改 正 後 欄 に 掲 げ る 規

定 \mathcal{O} 傍 線 を 付 L た 部 分 \mathcal{O} ょ う に 改 \otimes る。

備考 表中の[]の記載は注記である。	に整備されていること 「、必要な施設及び図書等の設備が適切い環境を有し、当該場所には、必要な施設及び図書等の設備が適切四 当該授業を行う校舎及び附属施設以外の場所は、教育にふさわし一〜三 [略]	改正後
	の設備が適切に整備されていることい環境を有し、当該場所には、学生自習室その他の施設及び図書等四 当該授業を行う校舎及び附属施設以外の場所は、教育にふさわし一〜三 [同上]	改正前

短 期 大 学 設 置 基 準 第 五. 十 二 条 \mathcal{O} 規 定 に 基 づ き、 新 た に 短 期 大 学 等 を 設 置 す る 場 合 \mathcal{O} 教 員 組 織 校

舎 等 \mathcal{O} 施 設 及 CK 設 備 \mathcal{O} 段 階 的 な 整 備 に 9 1 7 定 \Diamond る 件 \mathcal{O} 部 改 正

第 十 条 短 期 大 学 設 置 基 準 第 五 + 条 \mathcal{O} 規 定 に 基 づ き、 新 た に 短 期 大 学 等 を 設 置 す る 場 合 \mathcal{O} 教 員 組

織 校 舎 等 \mathcal{O} 施 設 及 U 設 備 \mathcal{O} 段 階 的 な 整 備 に 0 1 て 定 \Diamond る 件 平 成 + 五. 年 文 部 科 学 省 告 示 第 五. +

号)の一部を次のように改正する。

次 \mathcal{O} 表 に ょ n 改 正 前 欄 に 掲 げ る 規 定 \mathcal{O} 傍 線 を 付 L た 部 分 をこ れ に 順 次 対 応 す る 改 正 後 欄 に 掲 げ

る 規 定 \mathcal{O} 傍 線 を 付 L た 部 分 \mathcal{O} ょ う に 改 8 る

		3 2		1 舎	定	
備考 表中の[]の記載は注記である。	面接又は実地により調査することができるものとする。の他の年次計画の履行状況について報告を求め、必要に応じ、書類、ける留意事項、授業科目の開設状況、教育研究実施組織の整備状況そ		一・二 [略] 場合において認めるものとする。	1 教育研究実施組織の段階的な整備については、次の各号に該当する 1舎等の施設及び設備の段階的な整備について次のように定める。 設	定に基づき、新たに短期大学等を設置する場合の教育研究実施組織、校短期大学設置基準(昭和五十年文部省令第二十一号)第五十二条の規	改正後
	実地により調査することができるものとする。 次計画の履行状況について報告を求め、必要に応じ、書類、面接又はける留意事項、授業科目の開設状況、教員組織の整備状況その他の年	3 文部科学大臣は、短期大学等の設置を認可した後、当該認可時にお2 [同上]	一・二 [同上] いて認めるものとする。	1 教員組織の段階的な整備については、次の各号に該当する場合にお設及び設備の段階的な整備について次のように定める。	定に基づき、新たに短期大学等を設置する場合の教員組織、校舎等の施短期大学設置基準(昭和五十年文部省令第二十一号)第五十二条の規	改正前

短 期 大学 が 外 国 に 学 科 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 組 織 を 設 け る 場 合 \mathcal{O} 基 準 \mathcal{O} __ 部 改 正

第 + <u>-</u> 条 短 期 大 学 が 外 玉 に 学 科 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 組 織 を 設 け る 場 合 \mathcal{O} 基 準 平 成二 + 年 文 部 科 学 省 告示 第 百

五号)の一部を次のように改正する。

次 \mathcal{O} 表 に ょ り、 改 正 前 欄 に 掲 げ る 規 定 \mathcal{O} 傍 線 を 付 し た 部 分 をこ れ 12 順 次 対 応 する 改 正 後 欄 に 掲 げ

る 規 定 \mathcal{O} 傍 線 を 付 L た 部 分 \mathcal{O} よう K 改 め る。

改 正 後	改 正 前
一 短期大学が外国に設ける学科その他の組織(以下「外国組織」と	一 短期大学が外国に設ける学科その他の組織(以下「外国組織」と
いう。)における基幹教員数は、次に定めるところにより、短期大	いう。)における専任教員数は、次に定めるところにより、短期大
学設置基準第二十二条の規定を適用して得た数とすること。	学設置基準第二十二条の規定を適用して得た数とすること。
イ・ロ [略]	イ・ロ [同上]
二•三 [略]	二・三 [同上]
四 外国組織における校地の面積は、当該外国組織の収容定員を、当	四 外国組織における校地の面積は、当該外国組織の学生定員を、
該外国組織を設ける短期大学の一の学科その他の組織の収容定員と	該外国組織を設ける短期大学の一の学科その他の組織の学生定員と
みなして短期大学設置基準第三十条の規定を適用して得た数とする	みなして短期大学設置基準第三十条の規定を適用して得た数とする
اراحل»	الم الم الم
五・六 [略]	五・六 [同上]
備考 表中の[]の記載は注記である。	

短 期 大学 (T) 専 門 職 学科に 関 L 必 要な 事 項 を定める告示 \bigcirc __ 部 改 正

第 十 三 条 短 期 大 学 \mathcal{O} 専 門 職 学 科 に 関 L 必 要 な 事 項 を 定め る 告 示 平 成三十 年 文部 科学 · 省 告示 第 六

号)の一部を次のように改正する。

次 \mathcal{O} 表 に ょ り、 改 正 前 欄 に 掲 げ る 規 定 \mathcal{O} 傍線 を付 L た 部 分をこれ 12 順 次 対 応 する 改 Ē 後欄 に 掲 げ

る 規 定 \mathcal{O} 傍 線 を 付 L た 部 分 \mathcal{O} よう ĺ 改 め る。

改正後	改正前
実務実習に係る授業科目の開設は、次に掲げるところにより行うもの 実務実第一条 短期大学設置基準第三十五条の七第一項第三号に規定する臨地 第一条	実務実習に係る授業科目の開設は、次に掲げるところにより行うもの第一条 短期大学設置基準第三十五条の十第一項第三号に規定する臨地
とする。	
一~五 [略]	一~五 [同上]
第二条 短期大学設置基準第三十五条の七第一項第三号に規定する連携 第二条	第二条 短期大学設置基準第三十五条の十第一項第三号に規定する連携
実務演習等に係る授業科目の開設は、次に掲げるところにより行うも	実務演習等に係る授業科目の開設は、次に掲げるところにより行うも
のとする。	のとする。
一~五 [略]	一~五 [同上]
備考 表中の[]の記載は注記である。	

短 期 大 学 が 入 学 前 \mathcal{O} 実 務 \mathcal{O} 経 験 を 授 業 科 目 \mathcal{O} 履 修 とみ な L て 行 う 単 位 \mathcal{O} 授 与 に 0 1 て 定 \Diamond る 告 示

の一部改正)

第 + 兀 条 短 期 大 学 が 入 学 前 \mathcal{O} 実 務 \mathcal{O} 経 験 を 授 業 科 目 \mathcal{O} 履 修 と 4 な L て 行 う 単 位 \mathcal{O} 授 与 に 9 1 て 定 \Diamond

る 告 示 平 成 三 + 年 文 部 科 学 省 告 示 第 七 号) \mathcal{O} 部 を 次 \mathcal{O} ょ う に 改 正 す る。

次 \mathcal{O} 表 12 ょ り、 改 正 前 欄 に 掲 げ る 規 定 \mathcal{O} 傍 線 を 付 L た 部 分 をこ れ に 対 応 す る 改 正 後 欄 12 撂 げ る 規

定 \mathcal{O} 傍 線 を 付 L た 部 分 \mathcal{O} ょ う に 改 \Diamond る

改正後	改正前
短期大学設置基準第十六条第四項に規定する入学前の実務の経験を通	短期大学設置基準第十六条第三項に規定する入学前の実務の経験を通
じた職業に必要な能力の修得を授業科目の履修とみなして短期大学の定	じた職業に必要な能力の修得を授業科目の履修とみなして短期大学の定
めるところにより行う単位の授与は、次の表の上覧に掲げる授業科目に	めるところにより行う単位の授与は、次の表の上覧に掲げる授業科目に
ついて、同表の中欄に掲げる者に対し、それぞれ同表の下欄に掲げる方	ついて、同表の中欄に掲げる者に対し、それぞれ同表の下欄に掲げる方
法によって行うものとする。ただし、与えることのできる単位数は、同	法によって行うものとする。ただし、与えることのできる単位数は、同
表の各項の方法により与える単位数を合わせて、修業年限が二年の短期	表の各項の方法により与える単位数を合わせて、修業年限が二年の短期
大学にあっては十五単位、修業年限が三年の短期大学にあっては二十三	大学にあっては十五単位、修業年限が三年の短期大学にあっては二十三
単位(短期大学設置基準第十九条に規定する短期大学であって同条に規	単位(短期大学設置基準第十九条に規定する短期大学であって同条に規
定する要件を卒業の要件とするもの(以下「短期大学設置基準第十九条	定する要件を卒業の要件とするもの(以下「短期大学設置基準第十九条
。	。 の短期大学」という。) にあっては、十五単位) を超えないものとする
[表略]	[同上]
備考 表中の[]の記載は注記である。	

専 門 職 短 期 大 学 に 関 L 必 要 な 事 項 を 定 \Diamond る 件 \mathcal{O} __ 部 改 正

+ 五 条 専 門 職 短 期 大 学 に 関 L 必 要 な 事 項 を 定 \Diamond る 件 亚 成二十 九 年 文 部 科 学省 告 示 第 百 + 号) \mathcal{O}

一部を次のように改正する。

第

次 \mathcal{O} 表 に ょ り、 改 正 前 欄 に 掲 げ る 規 定 \mathcal{O} 傍 線 を 付 し た 部 分をこ れ 12 順 次 対 応 する 改 正 後 欄 に 掲 げ

る 規 定 \mathcal{O} 傍 線 を 付 L た 部 分 \mathcal{O} よう K 改 め る。

	条の規定に基づき、専門職短期大学に関し必要な事項を次のように定め	第一項、第五十九条第一項、第六十条第二項、第七十四条及び第七十五	二条第一項、第二十三条第四項、第二十六条第一項第三号、第二十九条	八条第一項第一号、同条第三項、第十五条第二項、同条第四項、第二十	専門職短期大学設置基準(平成二十九年文部科学省令第三十四号)第	改正後
3.	に関し必要な事項を次のように定め、平成三十一年四月一日から施行	四条第二項、第七十条及び第七十二条の規定に基づき、専門職短期大	二十六条第一項第四号、第二十九条第一項、第六十三条第一項、第六	十五条第二項、同条第四項、第二十二条第一項、第二十三条第三項、	専門職短期大学設置基準(平成二十九年文部科学省令第三十四号)	改正前

第一 を定める件) 大学設置基準第五条の二第一項第一号の文部科学大臣が定める基準等 定める基準等については、令和三年文部科学省告示第二十三号(短期 専 門職短期大学設置基準第八条第 項第 一号の文部科学大臣が

第二条 科目を開設する他の大学が、当該連携開設科目を開設し、 三年文部科学省告示第二十四号 るために、 設科目を自ら開設したものとみなす専門職短期大学及び当該連携開設 専門職短期大学設置基準第八条第三項の規定に基づき、 当該連携開設科目に関して協議する事項については、令和 の規定を準用する。 (短期大学設置基準第五条の二第三項 及び実施す 連 携開

第六条 ことのできる単位数は、 欄に掲げる授業科目について、 置基準第二十七条に規定する専門職短期大学であって同条に規定する ·門職短期大学の定めるところにより行う単位の授与は、次の表の上 が三年の専門職短期大学にあっては二十三単位 表の下欄に掲げる方法によって行うものとする。 の経験を通じた実践的な能力の修得を授業科目の履修とみなして 修業年 専門職短期大学設置基準第二十三条第四項に規定する入学前の 限が二年の専門職短期大学にあっては十五単位、 同表の各項の方法により与える単位数を合わ 同表の中欄に掲げる者に対し、 (専門職短期大学設 。ただし、 与える それぞ 修業年

の規定を準用する。

連携開設科目を開設する大学等が協議すべき事項について定める件

第 る 一条 専門職短期大学設置基準第八条 の二第 項 第 号の文部科学大 日から施行す 職短期大学

第六十

第 第

準等を定める件)の規定を準用する。 短期大学設置基準第五条の二第一項第 臣が定める基準等については、令和三年文部科学省告示第二十三号 一号の文部科学大臣が定める基

る件) 三項の連携開設科目を開設する大学等が協議すべき事項について定め 開設科目を開設する他の大学が、当該連携開設科目を開設し、及び実 令和三年文部科学省告示第二十四号 施するために、当該連携開設科目に関して協議する事項については、 携開設科目を自ら開設したものとみなす専門職短期大学及び当該連携 条 の規定を準用する。 専門職短期大学設置基準第八条の二第三項 (短期大学設置基準第五条の二第 、の規定に基づき、 連

第六条 基準第二十七条に規定する専門職短期大学であって同条に規定する要 とのできる単位数は、 に掲げる授業科目について、 が三年の専門職短期大学にあっては二十三単位 同 務の経験を通じた実践的な能力の修得を授業科目の履修とみなして専 .表の下欄に掲げる方法によって行うものとする。ただし、 一職短期大学の定めるところにより行う単位の授与は、 修業年限が二年の専門職短期大学にあっては十五単位、 専門職短期大学設置基準二十三条第三項に規定する入学 同表の各項の方法により与える単位数を合わせ 同表の中欄に掲げる者に対し、 (専門職短期大学設置 次の表の上欄 与えるこ それぞれ 修業年限 前 \mathcal{O} 実

位)を超えないものとする。 設置基準第二十七条の専門職短期大学」という。)にあっては十五単要件を卒業の要件とするもの(以下この条において「専門職短期大学

表略

のとする。
地実務実習に係る授業科目の開設は、次に掲げるところにより行うも第七条。専門職短期大学設置基準第二十六条第一項第三号に規定する臨り

一〜五[略

一~五 [略]

門職短期大学設置基準第六十条第二項」と、「同令第四十九条の二」条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に基づき、国際連携学科を設ける専門職短期大学が国際連携教育課程を編成し、及び実施するために連携外国専門職短期大学が国際連携教育課程を編成し、及び実工の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に基づき、国際連携が入入の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に基づき、国際連門職短期大学設置基準第六十条第二項の規定(同令第六十六年、

)を超えないものとする。 置基準第二十七条の専門職短期大学」という。)にあっては十五単位件を卒業の要件とするもの(以下この条において「専門職短期大学設

. 同上]

のとする。
地実務実習に係る授業科目の開設は、次に掲げるところにより行うも第七条。専門職短期大学設置基準第二十六条第一項第四号に規定する臨

〜五 [同上]

とする。

移演習等に係る授業科目の開設は、次に掲げるところにより行うもの務演習等に係る授業科目の開設は、次に掲げるところにより行うもの。

専門職短期大学設置基準第二十六条第一項第四号に規定する連携実

〜五 |同上

「連携外国専門職短期大学」と読み替えるものとする。 門職短期大学が国際連携学科」と、「連携外国短期大学」とあるのは「専門職短期大学が国際連携学科」とあるのは「専門職短期大学が国際連携学科を設ける場合において、「短期大学設置基準第四十三条第一項」とあるのは「専門職短期大学が国際連携学科を設ける場合において、「短期大学設置基準第六十三条第一項」と、「短期大学が国際連携学科を設ける場合においては、平成二十六年第八条 専門職短期大学設置基準第六十三条第一項の規定に基づき、専

第 九条 この場合において、「短期大学設置基準第四十四条第二項」とあるの は る件(平成二十六年文部科学省告示第百七十号) 及び実施するために連携外国短期大学等と協議する事項について定め ては、国際連携学科を設ける短期大学が国際連携教育課程を編成し、 及び実施するために連携外国専門職短期大学等と協議 国際連携学科を設ける専門職短期大学が国際連携教育課程を編成し、 九 一条の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。 「専門職短期大学設置基準第六十四条第二項」と、 専門職短期大学設置基準第六十四条第二項の規定 の規定を準用する。 する事項につい)に基づき、 「同令第四十九 (同令第六十

職短期大学」と読み替えるものとする。職短期大学が」と、「連携外国短期大学」とあるのは「連携外国専門とあるのは「同令第六十六条」と、「短期大学が」とあるのは「専門

第十 期大学が外国に学科その他の組織を設ける場合については、 あるのは が」とあるのは 省告示第百五号) が外国に学科その他の組織を設ける場合の基準(平成二十年文部科学 と読み替えるものとする。 るのは「専門職短期大学全体」と、 大学の」とあるのは 一条」とあるのは 専門職短期大学設置基準第七十 一十一条」とあるのは 「専門職短期大学設置基準第四十四条」と、 「専門職短期大学が」と、「短期大学設置基準第二十 の規定を準用する。この場合において、 「専門職短期大学設置基準第三十一条」と、 「専門職短期大学の」と、 「専門職短期大学設置基準第四十五条」 「短期大学設置基準第三十条」と 四条の規定に基づき、 「短期大学全体」とあ 「短期大学設置 「短期大学 短期大学 専門職短 「短期

連携外国専門職短期大学」と読み替えるものとする。るのは「専門職短期大学が」と、「連携外国短期大学」とあるのは「条の二」とあるのは「同令第六十九条の二」と、「短期大学が」とあ

第十条 るのは 準第三十一条」とあるのは 学の」とあるのは 読み替えるものとする。 \mathcal{O} 条」とあるのは 告示第百五号) 外国に学科その他の組織を設ける場合の基準(平成二十年文部科学省 大学が外国に学科その他の組織を設ける場合については、 とあるのは は「専門職短期大学全体」と、 専門職短期大学設置基準第七十条の規定に基づき、 「専門職短期大学設置基準第四十四条」と、 「専門職短期大学が」と、 の規定を準用する。この場合において、 「専門職短期大学設置基準第三十二条」と、 「専門職短期大学の」と、 「専門職短期大学設置基準第四十五条」と 「短期大学設置基準第三十条」とあ 「短期大学設置基準第二十二 「短期大学全体」とある 「短期大学設置基 「短期大学 短期大学 専 「短期大 菛 職 短期 が

十一条 段階的な整備については、平成十五年文部科学省告示第五十二号 専門職短期大学を設置する場合の教員組織、 期大学等」と読み替えるものとする。 るのは「専門職短期大学」と、 定める件)の規定を準用する。 する場合の教員組織、 《大学設置基準第五十二条の規定に基づき、 専門職短期大学設置基準第七十二条の規定に基づき、 校舎等の施設及び設備の段階的な整備について この場合において、 「短期大学等」とあるのは 新たに短期大学等を設置 校舎等の施設及び設備 「短期大学」とあ 「専門職短 新たに (短

(大学等連 携 推 進 法 人 \mathcal{O} 認定 等 に 関 す る 規 程 の 一 部 改 正

第 +六 条 大 学 等 連 携 推 進 法 人 \mathcal{O} 認 定 等 に 関 す る 規 程 (令 和三 年 文 部 科 学省 告 二 示 第 十七 号) ∅– 部 を

次のように改正する。

次 \mathcal{O} 表 に ょ り、 改 正 前 欄 に 掲 げ る 規 定 \mathcal{O} 傍 線 を付 し た 部 分をこれ 12 順 次 対 応 する 改 Ē 後 欄 に 掲 げ

る 規 定 \mathcal{O} 傍 線 を 付 L た 部 分 \mathcal{O} ように 改 め る。

改正後

(起上)

事項については、この規程の定めるところによる。 準元条において準用する場合を含む。)、専門職大学設置基準第一条 五条において準用する場合を含む。)、専門職大学設置基準第十一条 五第一条 大学設置基準第十九条の二第一項第二号(大学院設置基準第十一条 五第一条 大学設置基準第十九条の二第一項第二号(大学院設置基準第十 第一

(定義)

に定めるところによる。第二条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号

一•二 [略]

- 一項に規定する連携開設科目をいう。
 一項に規定する連携開設科目をいう。
 学設置基準第五条の二第一項又は専門職短期大学設置基準第八条第第十一条第一項、専門職大学院設置基準第六条の三第一項、短期大準第十五条において準用する場合を含む。)、専門職大学設置基準二連携開設科目、大学設置基準第十九条の二第一項(大学院設置基
- 教育課程をいう。

 本文は専門職短期大学設置基準第五十二条第一項に規定する共同一項又は専門職短期大学設置基準第五十二条第二項、短期大学設置基準第三十六条第一項、大学院設置基準第三十一条第二項、専門職基準第五十五条第一項、大学院設置基準第三十一条第二項、専門職大学設置四、共同教育課程、大学設置基準第四十三条第一項、専門職大学設置
- 五. する研修のうち、二以上の大学の教職員に共通して行うものをいう 専門職大学設置基準第三十六条第 基準第九条の三第一項若しくは第一 共同教職員研修 . 専門職短期大学設置基準第三十三条第 短期大学設置基準第二十二条の二 大学設置基準第十一条第 項、 項若しくは第一 専門職大学院設置基準第五 項若しくは第二項に規定 第 項若しくは第二項 項若しくは第二項又 項、 大学院設置

(趣旨)

改

正

前

に関する事項については、この規程の定めるところによる。 準第八条の二第一項第二号の規定による大学等連携推進法人の認定等短期大学設置基準第五条の二第一項第二号及び専門職短期大学設置基短期大学設置基準第五条の二第一項第二号及び専門職短期大学設置基準第十一条工等において準用する場合を含む。)、専門職大学設置基準第十一条工学、大学設置基準第十九条の二第一項第二号(大学院設置基準第十一条工学)を

(定義)

| に定めるところによる。| 第二条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号

一·二 同上

- 条の二第一項に規定する連携開設科目をいう。 第十一条の二第一項、専門職大学院設置基準第六条の三第一項、短第十一条の二第一項、専門職大学院設置基準第六条の三第一項、短準第十五条において準用する場合を含む。)、専門職大学設置基準三 連携開設科目 大学設置基準第十九条の二第一項(大学院設置基
- 教育課程をいう。

 小項又は専門職短期大学設置基準第五十六条第一項に規定する共同大学院設置基準第三十二条第二項、短期大学設置基準第三十六条第基準第五十九条第一項、大学院設置基準第三十一条第二項、専門職工 共同教育課程 大学設置基準第四十三条第一項、専門職大学設置

(高 等 専 門 学 校 が 授 業 \mathcal{O} __ 部 を 校 舎 及 び 附 属 施 設 以 外 \mathcal{O} 場 所 で行 う場 合 12 つ 7 て 定 \Diamond る 件 \mathcal{O} __ 部 改

 $\overset{\mathbb{T}}{\circ}$

第

+ . 七 条 高 等 専 門 学 校 が 授 業 \mathcal{O} 部 を 校 舎 及 び 附 属 施 設 以 外 \mathcal{O} 場 所 で 行 う 場 合 に 9 **(**) て 定 \Diamond る 件

平 成 +五 年 文 部 科 学 省 告示 第 兀 + 七 号) \mathcal{O} 部 を 次 \mathcal{O} ょ う に 改 正 す る。

次 \mathcal{O} 表 12 ょ ŋ 改 正 前 欄 に 掲 げ る 規 定 \mathcal{O} 傍 線 を 付 L た 部 分をこ れ に 対 応 す Ś 改 正 後 欄 に 掲 げ る 規

定 \mathcal{O} 傍 線 を 付 L た 部 分 \mathcal{O} よう に 改 \Diamond る。

備考 表中の[]の記載は注記である。	に整備されていることい環境を有し、当該場所には、必要な施設及び図書等の設備が適切四 当該授業を行う校舎及び附属施設以外の場所は、教育にふさわし一〜三 [略]	改正後
	の設備が適切に整備されていることい環境を有し、当該場所には、学生自習室その他の施設及び図書等四 当該授業を行う校舎及び附属施設以外の場所は、教育にふさわし一〜三 [同上]	改正前

高 等 専 門 学 校 設 置 基 準 第 + 九 条 \mathcal{O} 規 定 に 基 づ き、 新 た に 高 等 車 門 学 校 等 を 設 置 す る 場 合 \mathcal{O} 教 員

組 織 校 舎 等 \mathcal{O} 施 設 及 U 設 備 \mathcal{O} 段 階 的 な 整 備 に 0 1 7 定 \Diamond る 件 \mathcal{O} --- 部 改 正

第 + 八 条 高 等 専 門 学 校 設 置 基 準 第 + 九 条 \mathcal{O} 規 定 に 基 づ き、 新 た に 高 等 専 門 学 校 等 を 設 置 す る 場 合

 \mathcal{O} 教 員 組 織 校 舎 等 \mathcal{O} 施 設 及 び 設 備 \mathcal{O} 段 階 的 な 整 備 に 0 7 て 定 \Diamond る 件 平 成 + 五 年 文 部 科 学 省 告 示

第 兀 + 八 号) \mathcal{O} __ 部 を 次 \mathcal{O} ょ う に 改 正 す る。

次 \mathcal{O} 表 に ょ n `\ 改 正 前 欄 に 掲 げ る 規 定 \mathcal{O} 傍 線 を 付 L た 部 分 を れ に 順 次 対 応 す る 改 正 後 欄 に 掲 げ

る 規 定 \mathcal{O} 傍 線 を 付 L た 部 分 \mathcal{O} ょ う に 改 8 る

改正 前 一く三 [略] 2 [略] 2 [略] 2 [略] 2 [下子文部省令第二十三号)第二十九 高等専門学校設置基準(昭和三十六年文部省令第二十三号)第二十九 高等専門学校設置基準(昭和三十六年文部省令第二十三号)第二十九 高等専門学校等の設置を認可した後、当該認可時 3 文部科学大臣は、高等専門学校等の設置を認可した後、当該認可時 3 文部科学大臣は、高等専門学校等の設置を認可した後、当該認可時 2 [配] 2 [回上] 2 [回上		備考 表中の[]の記載は注記である。
文部科学大臣は、高等専門学校等の設置を認可した後、当該認可時 3 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	は実地によりおける留意事	面接又は実地により調査することができるものとする。その他の年次計画の履行状況について報告を求め、必要おける留意事項、授業科目の開設状況、教育研究実施組
教育研究実施組織の段階的な整備については、次の各号に該当する 1機、校舎等の施設及び設備の段階的な整備について次のように定め 校舎別規定に基づき、新たに高等専門学校等を設置する場合の教育研究実 条の問等専門学校設置基準(昭和三十六年文部省令第二十三号)第二十九 高問等専門学校設置基準(昭和三十六年文部省令第二十三号)第二十九 高	文部科学大臣は、[同上] 「一〜三 [同上]	文部科学大臣は、高等専門学校等の設置を認可した後、[略] 一〜三 [略]
織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備について次のように定め 校) 規定に基づき、新たに高等専門学校等を設置する場合の教育研究実 条 等専門学校設置基準(昭和三十六年文部省令第二十三号)第二十九 改正後	١	教育研究実施組織の段階的な整備については、
正 後 改 正	校舎等の施設及び設備の段階的な整備について次のように定める。条の規定に基づき、新たに高等専門学校等を設置する場合の教員組織、高等専門学校設置基準(昭和三十六年文部省令第二十三号)第二十九	織規等
	正	正

つ 学 位 \mathcal{O} 種 類 及 C分 野 \mathcal{O} 変 更等 に 関 す る 基 準 ∅)— 部 改 正

第 + 九 条 学 位 \mathcal{O} 種 類 及 \mathcal{U} 分 野 \bigcirc 変 更 等 に 関 す る 基 準 平 成 十 五 年 文 部 科 学 ·省 告示 第三十 九 号) の —

部を次のように改正する。

次 \mathcal{O} 表 に ょ り、 改 正 前 欄 に 掲 げ る 規 定 \mathcal{O} 傍 線 を付 し た 部 分をこ れ 12 順 次 対 応 する 改 正 後 欄 に 掲 げ

る 規 定 \mathcal{O} 傍 線 を 付 L た 部 分 \bigcirc よう É 改 め る。

備考 表中の[]の記載は注記である。	3 [略] (学位の種類及び分野の変更に関する基準) (学位の種類及び分野の変更に関する基準) (学位の種類及び分野の変更に関する基準) (学位の種類及び分野の変更に関する基準) (学位の種類及び分野の変更に関する基準) (学位の種類及び分野の変更に関する基準) (学位の種類及び分野の変更に関する基準) (学位の種類及び分野の変更に関する基準) (学位の種類及び分野の変更に関する基準) (学位の種類及び分野の変更に関する基準) (学位の種類及び分野の変更に関する基準)	改正後
	(学位の種類及び分野の変更に関する基準) 第一条 [同上] 第一条 [同上] 第一条 [同上] 第一条 [同上] 第一 大学又は短期大学が専門職学科(大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)第四十二条の四第一項又は短期大学設置基準第四学位の分野について当該大学が行う専門職学部(大学設置基準第四十二条の四第二項に規定する専門職学部をいう。次号において同じっ)若しくは専門職学科の設置又は当該短期大学が行う専門職学科の設置、1 [同上]	改正前

(学 校 法 人 \mathcal{O} 寄 附 行 為 及 び 寄 附 行 為 \mathcal{O} 変 更 \mathcal{O} 認 可 に 関 す る 審 査 基 準 \mathcal{O} 部 改 正

第二十 条 学 校 法 人 \mathcal{O} 寄 附 行 為 及 び 寄 附 行 為 \mathcal{O} 変 更 \mathcal{O} 認 可 に 関 す る 審 査 基 準 亚 成 +九 年 文 部 科 学

省

告 示 第 兀 + 号) \mathcal{O} __ 部 を 次 \mathcal{O} ょ う に 改 正 す る。

次 \mathcal{O} 表 に ょ り、 改 正 前 欄 に 掲 げ る 規 定 \mathcal{O} 傍 線 を 付 し た 部 分 をこ れ に 順 次 対 応 する 改 正 後 欄 に 掲 げ

る 規 定 \mathcal{O} 傍 線 を 付 L た 部 分 \mathcal{O} よう K 改 め る。

第 三 • 四 兀 \frac{\int \}{\equiv \} 略 七 (二) ~ (五) 略 (一) ~ (六) [略] 略. て、 門職短期大学の入学定員が当該廃止に係る短期大学若しくは短期 若しくは短期大学の学科を廃止して、その教育研究実施組織、 専門職短期大学を除く。以下第二の四の(七)において同じ。 学の学部の入学定員の百分の百十以下であるとき又は短期大学(同じ。)若しくは大学の学部を廃止して、その教育研究実施組織 院大学の教育研究上の必要に応じた十分な額を計上していること の限りでない。また、独立大学院大学にあっては、当該独立大学 員の採用等の実情からみてやむを得ないと認められるときは、こ 研究実施組織を段階的に年次計画により整備する場合その他教職 二に定める標準経常経費額以上の額を計上していること。 略 設及び設備を基に、新たに大学、専門職大学若しくは専門職短期 大学の学科の入学定員の百分の百十以下であるときは、以下のと 大学を設置する場合であって、当該大学、 施設及び設備を基に、新たに専門職大学を設置する場合であっ 人件費については、大学等(独立大学院大学を除く。)の教育 [略] 略 当該専門職大学の入学定員が当該廃止に係る大学若しくは大 大学等(独立大学院大学を除く。)の経常経費は、 (専門職大学を除く。以下第二の四の(七)にお 略 改 正 後 専門職大学若しくは専 ただし 別表第 施 第 三 · 匹 兀 〜三 [同上] 同上 (七) 同上 (三) ~ (五) [同上] (一) ~ (六) 同上 同上 同じ。)若しくは大学の学部を廃止して、 二に定める標準経常経費額以上の額を計上していること。 期大学を除く。以下第二の四の 専門職大学の入学定員が当該廃止に係る大学若しくは大学の学部 び設備を基に、新たに専門職大学を設置する場合であって、当該 等の実情からみてやむを得ないと認められるときは、この限りで 組織を段階的に年次計画により整備する場合その他教職員の採用 定員の百分の百十以下であるときは、以下のとおり取り扱うこと 学定員が当該廃止に係る短期大学若しくは短期大学の学科の入学 合であって、 短期大学の学科を廃止して、その教員組織、 の入学定員の百分の百十以下であるとき又は短期大学(専門職短 教育研究上の必要に応じた十分な額を計上していること。 ない。また、独立大学院大学にあっては、 新たに大学、専門職大学若しくは専門職短期大学を設置する場 人件費については、大学等(独立大学院大学を除く。)の教員 [略] 大学 大学等(独立大学院大学を除く。)の経常経費は、 (専門職大学を除く。以下第二の四 当該大学、専門職大学若しくは専門職短期大学の入 同上 同上 改 正 (七) において同じ。) 若しくは 前 その教員組織、 当該独立大学院大学の 施設及び設備を基に 0) (七) にお

ただし 別表第

第四 別表第一 略 五. 三の一及び第四の一関係 〜三 「略 略 $\overline{}$ 略 ア〜ウ [略] 専門学校を除く。以下第四の四の(二)において同じ。)若しく ア〜ウ [略] の(三)に規定する場合は、この限りでない。 れる場合に限り、以下のとおり取り扱うこと。 容定員の増加を伴わないときは、教育研究に支障がないと認めら 当該学科について、当該廃止に係る学科からの分野の変更及び収 加を伴わないとき又は一の高等専門学校若しくはその学科を廃止 等からの授与する学位の種類及び分野の変更並びに収容定員の増 置する場合において、当該学部等について、当該廃止に係る学部 び設備を基に、当該学校法人が設置する他の大学等に学部等を設 はその学部等(高等専門学校の学科を除く。以下第四の四の(二 して、その教育研究実施組織、施設及び設備を基に、当該学校法)において同じ。)を廃止して、その教育研究実施組織、 おり取り扱うこと。 八〇人)の場合 人が設置する他の高等専門学校に学科を設置する場合において、 標準設置経費額 二以上の大学等を設置する学校法人が、一の大学等(高等 収容定員が四〇〇人(医学関係及び歯学関係にあっては四 [略] (第一の一の (九)、第二の一の ただし、 (三) 、第 第四の四 施設及 別表第一 第四 同上 五. 三の一及び第四の一関係 $\overline{}$ 〜三 [同上] 同上 同上 (二) 二以上の大学等を設置する学校法人が、一の大学等 [略] ア〜ウ 専門学校を除く。以下第四の四の(二)において同じ。)若しく 、当該廃止に係る学科からの分野の変更及び収容定員の増加を伴 ア〜ウ [同上] る場合は、この限りでない。 以下のとおり取り扱うこと。ただし、第四の四の わないときは、教育研究に支障がないと認められる場合に限り、 高等専門学校に学科を設置する場合において、当該学科について の教員組織、 ないとき又は一の高等専門学校若しくはその学科を廃止して、そ 授与する学位の種類及び分野の変更並びに収容定員の増加を伴わ 合において、当該学部等について、当該廃止に係る学部等からの 基に、当該学校法人が設置する他の大学等に学部等を設置する場 はその学部等(高等専門学校の学科を除く。以下第四の四の(二)において同じ。)を廃止して、その教員組織、 収容定員が四〇〇人(医学関係及び歯学関係にあっては四八 標準設置経費額 [同 上] [同上] 湯合 同上 施設及び設備を基に、当該学校法人が設置する他の (第 の 一 の (九)、第二の一の 施設及び設備を <u>=</u>, に規定す

第

備考

規定する共同学科(以下「大学の共同学科」という。)を置く学 準第四十五条第一項又は専門職大学設置基準第五十七条第一項に、各経費の区分ごとに、それぞれこの表に定める額(大学設置基 いて同じ。 額)以上であることを要する。 定により得られる大学の共同学科に係る標準設置経費額を加えた の学部とみなしてこの表を適用して得られる額に、第十二号の規 部にあっては、 標準設置 要する経費の額とを合計して得た額とする。この場合において 置経費額は、 当該学部における大学の共同学科以外の学科を一 設の整備に要する経費の額と設備の整備 (別表第一の一の(二)の表にお

略

_

短期大学

収容定員が一〇〇人の場合

備考

第一号及び第三号並びに別表第一の二の

(二) の規定にかかわ

(二) の規定にかかわ

- 第五十四条第一項に規定する共同学科(以下「短期大学の短期大学設置基準第三十八条第一項又は専門職短期大学設

)に係る標準設置経費額は、それぞれの短期

略

二~十二 [略]

$\stackrel{\frown}{=}$

同上

二~十二 [同上]

いて同じ。)

額)以上であることを要する。

短期大学

収容定員が一 ○○人の場合

同 上

備考

らず、 とみなしてその収容定員の別に応じこの表、第三号、第四号若し 大学に置く当該共同教育課程を編成する学科を合わせて一の学科 共同学科」という。)に係る標準設置経費額は、それぞれの短期 置基準第五十八条第 第一号及び第三号並びに別表第一の二の 同 短期大学設置基準第三十八条第一項又は専門職短期大学設 項に規定する共同学科(以下「短期大学の

て得られる額

(以下この号において

をこれらの学科に係る収容定員の割合に応じて按

額」という。) て得られる額

」という。

くは第五号又は別表第一の二の

共同学科」という。 置基準第五十四条第

とみなしてその収容定員の別に応じこの表、第三号、第四号若し 大学に置く当該共同教育課程を編成する学科を合わせて一の学科

(二) の表若しくは備考を適用し

くは第五号又は別表第一の二の(二)の表若しくは備考を適用し

(以下この号において「短期大学全体標準設置経費 をこれらの学科に係る収容定員の割合に応じて按

「短期大学全体標準設置経費

標準設置経費額は、

二 教員数は、大学等の種類の別に応じて大学設置基準等の定める 備考	[略]	三の二及び第四の二関係)	備考	[略]	三 高等専門学校		限りでない。 取りでない。 でない。 では、この母にとを要する。ただし、それぞれの短期大学のよう。 では、この母に置く当該共同教育課程を編成する学科に係る施設及び設備の整に置く当該共同教育課程を編成する学科に係る施設及び設備の整定をでする。 では、それぞれの短期大学のした額(以下この号において「短期大学別標準設置経費額」と
二 教員数は、大学等の種類の別に応じて大学設置基準等の定める一 [同上]	[同上]	三の二及び第四の二関係) 三の二及び第四の二関係)	備考 一・二 [同上] 四 [同上] 四 [同上] 四 [同上]	[同上]	二 高等専門学校	(二) [同上]	限りでない。 「限りでない。 「関りでない。 「関リでない。 「関リでは、 「は、この 「は、この は、この は、この は、この は、この は、この は、この は、この

規定する場合 を乗じて得た数をもって教員数に代えることができる。 っては三分の一、修業年限が三年の短期大学にあっては三分の二 び高等専門学校にあっては二分の一、修業年限が六年の大学にあ 専門学校が行うときは、当該教員数に、修業年限が四年の大学及 く。)において、大学、 基幹教員の数とする。 (開設時に複数の学年の学生を受け入れる場合を除 ただし、 修業年限が三年である短期大学及び高等 一 の 二 の (一) のただし書きに

除く。 職員数は、大学等の種類の別に応じて大学設置基準等の定める 幹教員の数に、次の各号に掲げる学部等(大学院又は研究科を)の別に応じ、 当該各号に定める割合を乗じて得た数とす

ア〜エ

合には、この限りでない。 得られる額を超え、かつ、 第四十六条により算定された全体基幹教員数をこの表に適用して る経常経費を合計した額が、それぞれの大学に置く当該共同教育 し、それぞれの大学に置く当該共同教育課程を編成する学科に係 れる額(以下「大学別標準経常経費額」という。)とする。ただ 六条により算定された大学別基幹教員数をこの表に適用して得ら く当該共同教育課程を編成する学科について大学設置基準第四十 .程を編成する学科を合わせて一の学部とみなして大学設置基準 大学の共同学科に係る標準経常経費額は、それぞれの大学に置 教育研究に支障がないと認められる場

五. 育研究に支障がないと認められる場合には、 全体基幹教員数をこの表に適用して得られる額を超え、かつ、 の学科とみなして短期大学設置基準第三十九条により算定された 育課程を編成する学科に係る経常経費を合計した額が、それぞれ いう。)とする。ただし、 表に適用して得られる額(以下「短期大学別標準経常経費額」と 置基準第三十九条により算定された短期大学別基幹教員数をこの 大学に置く当該共同教育課程を編成する学科について短期大学設 短期大学に置く当該共同教育課程を編成する学科を合わせて一 短期大学の共同学科に係る標準経常経費額は、それぞれの短期 それぞれの短期大学に置く当該共同教 この限りでない。

> 専任教員の数とする。 び高等専門学校にあっては二分の一、修業年限が六年の大学にあ 専門学校が行うときは、 く。)において、大学、 規定する場合 を乗じて得た数をもって教員数に代えることができる。 っては三分の一、修業年限が三年の短期大学にあっては三分の (開設時に複数の学年の学生を受け入れる場合を除 ただし、 当該教員数に、修業年限が四年の大学及 修業年限が三年である短期大学及び高等 一 の 二 の (一) のただし書きに

る。 除く。)の別に応じ、 専任教員の数に、次の各号に掲げる学部等(大学院又は研究科を 職員数は、大学等の種類の別に応じて大学設置基準等の定め 当該各号に定める割合を乗じて得た数とす

ア〜エ

る経常経費を合計した額が、それぞれの大学に置く当該共同教育 合には、この限りでない。 得られる額を超え、かつ、 第四十六条により算定された全体専任教員数をこの表に適用して 課程を編成する学科を合わせて一の学部とみなして大学設置基準 し、それぞれの大学に置く当該共同教育課程を編成する学科に係 れる額(以下「大学別標準経常経費額」という。)とする。ただ 六条により算定された大学別専任教員数をこの表に適用して得ら く当該共同教育課程を編成する学科について大学設置基準第四十 大学の共同学科に係る標準経常経費額は、それぞれの大学に 同上 教育研究に支障がないと認められる場

五. 育研究に支障がないと認められる場合には、 全体専任教員数をこの表に適用して得られる額を超え、かつ、 の学科とみなして短期大学設置基準第三十九条により算定された の短期大学に置く当該共同教育課程を編成する学科を合わせて一 育課程を編成する学科に係る経常経費を合計した額が、それぞれ いう。)とする。ただし、 表に適用して得られる額(以下「短期大学別標準経常経費額」と 置基準第三十九条により算定された短期大学別専任教員数をこの 大学に置く当該共同教育課程を編成する学科について短期大学設 短期大学の共同学科に係る標準経常経費額は、それぞれの短 それぞれの短期大学に置く当該共同教 この限りでない。

大 学、 短 期 大 学 又 は 高 等 専 門 学 校 を 設 置 す る学 校 設 置 会 社 に 関 す る 審 査 基 準 \mathcal{O} 部 改 正

第二十 ___ 条 大 学、 短 期 大 学 又 は 高 等 専 門 学 校 を 設 置 す る 学 校 設 置 会 社 に 関 す る 審 査 基 準 亚

成十

九

年

文

部

科

学

省

告示

第

兀

+

号

 \mathcal{O}

部

を

次

 \mathcal{O}

ょ

う

に

改

正

す

る。

次 \mathcal{O} 表 に ょ り、 改 正 前 欄 に 掲 げ る 規 定 \mathcal{O} 傍 線 を 付 L た 部 分 をこ れ に 順 次 対 応 する 改 正 後 欄 に 掲 げ

る 規 定 \mathcal{O} 傍 線 を 付 L た 部 分 \mathcal{O} ょ う K 改 8 る。

第 <u>.</u> [略 (一) ~ (五) 略 略 略 て、 門職短期大学の入学定員が当該廃止に係る短期大学若しくは短期 設及び設備を基に、新たに大学、専門職大学若しくは専門職短期 若しくは短期大学の学科を廃止して、その教育研究実施組織、 専門職短期大学を除く。以下第二の三の(六)において同じ。 学の学部の入学定員の百分の百十以下であるとき又は短期大学(同じ。)若しくは大学の学部を廃止して、その教育研究実施組織 院大学の教育研究上の必要に応じた十分な額を計上していること の限りでない。また、独立大学院大学にあっては、当該独立大学 員の採用等の実情からみてやむを得ないと認められるときは、こ 研究実施組織を段階的に年次計画により整備する場合その他教職 二に定める標準経常経費額以上の額を計上していること。 略 おり取り扱うこと。 大学の学科の入学定員の百分の百十以下であるときは、以下のと 大学を設置する場合であって、当該大学、 施設及び設備を基に、 人件費については、大学等(独立大学院大学を除く。)の教育 [略] 5 当該専門職大学の入学定員が当該廃止に係る大学若しくは大 大学等(独立大学院大学を除く。)の経常経費は、 四 (専門職大学を除く。以下第二の三の (六) にお [同上] 略 改 新たに専門職大学を設置する場合であっ 正 後 専門職大学若しくは専 ただし 別表第 施 第二 [同上] 第 三 一·二 [同上] 同上 (六) (二) ~ (四) 同上 (一) ~ (五) 同上 同上 同じ。) 若しくは大学の学部を廃止して、 二に定める標準経常経費額以上の額を計上していること。 学定員が当該廃止に係る短期大学若しくは短期大学の学科の入学 期大学を除く。以下第二の三の(六)において同じ。)若しくは 専門職大学の入学定員が当該廃止に係る大学若しくは大学の学部 び設備を基に、新たに専門職大学を設置する場合であって、 ない。また、独立大学院大学にあっては、当該独立大学院大学の 等の実情からみてやむを得ないと認められるときは、この限りで 組織を段階的に年次計画により整備する場合その他教職員の採用 定員の百分の百十以下であるときは、以下のとおり取り扱うこと 合であって、当該大学、専門職大学若しくは専門職短期大学の入 短期大学の学科を廃止して、その教員組織、 の入学定員の百分の百十以下であるとき又は短期大学(専門職短 教育研究上の必要に応じた十分な額を計上していること。 新たに大学、専門職大学若しくは専門職短期大学を設置する場 人件費については、大学等(独立大学院大学を除く。)の教員 大学等(独立大学院大学を除く。)の経常経費は、 大学(専門職大学を除く。以下第二の三の(六)にお 同上 [同上] 改 正 前 その教員組織、 施設及び設備を基に

当該

ただし 別表第

第四 別表第一 備考 略 び第四の一関係 _ __ (一) 収容定員が四〇〇人 略 $\overline{}$ 略 ア〜ウ [略] ないと認められる場合に限り、以下のとおり取り扱うこと。 科を廃止して、その教育研究実施組織、 設及び設備を基に、当該学校設置会社が設置する他の大学等に学 高等専門学校を除く。以下第四の三の(二)において同じ。)若 し、第四の三の の変更及び収容定員の増加を伴わないときは、 合において、当該学科について、当該廃止に係る学科からの分野 該学校設置会社が設置する他の高等専門学校に学科を設置する場 定員の増加を伴わないとき又は一の高等専門学校若しくはその学 係る学部等からの授与する学位の種類及び分野の変更並びに収容 部等を設置する場合において、当該学部等について、当該廃止に しくはその学部等(高等専門学校の学科を除く。 (二) において同じ。) を廃止して、その教育研究実施組織、 の場合 二以上の大学等を設置する学校設置会社が、一の大学等 略 標準設置経費額 [略] (三) に規定する場合は、 第一 (医学関係及び歯学関係にあっては四八 の 一 の (九)、第二の一、 施設及び設備を基に、当 この限りでない。 教育研究に支障が 以下第四の三の 第三の一及 ただ 施 別表第一 第四 備考 同 び第四の一関係 一・二 [同上] 上 (一) 収容定員が四〇〇人 同上 〇 人 $\overline{}$ (二) 二以上の大学等を設置する学校設置会社が、一の大学等 (三) [同上] ア〜ウ [同上] 高等専門学校を除く。以下第四の三の(二)において同じ。)若 学科について、当該廃止に係る学科からの分野の変更及び収容定 三)に規定する場合は、この限りでない。 場合に限り、以下のとおり取り扱うこと。 員の増加を伴わないときは、教育研究に支障がないと認められる 設置する他の高等専門学校に学科を設置する場合において、当該 して、その教員組織、 加を伴わないとき又は一の高等専門学校若しくはその学科を廃止 等からの授与する学位の種類及び分野の変更並びに収容定員の増 置する場合において、当該学部等について、当該廃止に係る学部 備を基に、当該学校設置会社が設置する他の大学等に学部等を設 しくはその学部等(高等専門学校の学科を除く。以下第四の三の (二) において同じ。) を廃止して、その教員組織、 の場合 標準設置経費額 同上 (第一の一の 施設及び設備を基に、当該学校設置会社が (医学関係及び歯学関係にあっては (九)、 第二の一、 ただし、 第四の三の 施設及び設 第三の一 四八

及

いて同じ。) 額)以上であることを要する。 定により得られる大学の共同学科に係る標準設置経費額を加えた の学部とみなしてこの表を適用して得られる額に、第十二号の規 部にあっては、当該学部における大学の共同学科以外の学科を一 規定する共同学科(以下「大学の共同学科」という。)を置く学 第四十五条第 要する経費の額とを合計して得た額とする。この場合において 標準設置経費額は、 各経費の区分ごとに、 一項又は専門職大学設置基準第五十七条第 施設の整備に要する経費の額と設備の整備 それぞれこの表に定める額 (別表第一の一の (二) の表にお (大学設置基 一項に

一~十二 [略]

$\stackrel{\frown}{=}$ 略

短期大学

収容定員が一 ○○人の場合

略

一~六 略

備考

いう。)以上であることを要する。 分した額 額」という。)をこれらの学科に係る収容定員の割合に応じて按 て得られる額 くは第五号又は別表第一の二の(二)の表若しくは備考を適用し とみなしてその収容定員の別に応じこの表、第三号、第四号若し 大学に置く当該共同教育課程を編成する学科を合わせて一の学科 共同学科」という。)に係る標準設置経費額は、それぞれの短期 らず、短期大学設置基準第三十八条第一項又は専門職 |基準第五十四条第 第一号及び第三号並びに別表第一の二の (以下この号において「短期大学別標準設置経費額」と (以下この号において「短期大学全体標準設置経費 項に規定する共同学科(以下「短期大学の ただし、それぞれの短期大学 (二) の規定にかかわ 短期大学設

> 同 上

備考

一 六 らず、 分した額 とみなしてその収容定員の別に応じこの表、第三号、第四号若し いう。)以上であることを要する。ただし、それぞれの短期大学 額」という。)をこれらの学科に係る収容定員の割合に応じて按 て得られる額 くは第五号又は別表第一の二の(二)の表若しくは備考を適用し 大学に置く当該共同教育課程を編成する学科を合わせて一の学科 共同学科」という。)に係る標準設置経費額は、それぞれの短期 置基準第五十 第一号及び第三号並びに別表第一の二の 短期大学設置基準第三十八条第一項又は専門職 同 (以下この号において「短期大学別標準設置経費額」 と 八条第 (以下この号において「短期大学全体標準設置経費 一項に規定する共同学科(以下 (二) の規定にかかわ 「短期大学の 短期大学設

部にあっては、当該学部における大学の共同学科以外の学科を一 規定する共同学科(以下「大学の共同学科」という。 準第四十五条第一項又は専門職大学設置基準第六十 に要する経費の額とを合計して得た額とする。この場合において 額)以上であることを要する。 定により得られる大学の共同学科に係る標準設置経費額を加えた の学部とみなしてこの表を適用して得られる額に、第十二号の規 各経費の区分ごとに、それぞれこの表に定める額 標準設置経費額は、 施設の整備に要する経費の額と設備の整備 (別表第一の一の 条第

 $\stackrel{\frown}{=}$ [同上]

短期大学

収容定員が一

〇〇人の場合

一~十二 [同上] いて同じ。) (二) の表にお (大学設置基)を置く学 一項に

規定する場合(開設時に複数の学年の学生を受け入れる場合を除基幹教員の数とする。ただし、第一の二の(一)のただし書きに二 教員数は、大学等の種類の別に応じて大学設置基準等の定める備考	[略]	び第四の二関係) び第四の二関係) び第四の二関係) び第四の二の(一)、第二の二、第三の二及 別表第二 標準経常経費額(第一の二の(一)、第二の二、第三の二及 別表第二	備考 「略」	[略]	二 高等専門学校 (二) [略]	限りでない。超え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、この超え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、このに置く当該共同教育課程を編成する学科に係る施設及び設備の整
	[同上]	0)	備考	[厄斗]	三 高等専門学校(二) [同上]	この 超え、かつ 超え、かつ に置く当該:
合(開設時に複数の学年の学生を受け入れる場合を除数とする。ただし、第一の二の(一)のただし書きに、大学等の種類の別に応じて大学設置基準等の定める		二関係) - 二関係) - 一の二の(一)、第二の二、第三の二及標準経常経費額(第一の二の(一)、第二の二、第三の二及	人以外の収容定員の場合の基準校舎面積の割合。以下別表第一の三の表において同じ。)に対する当学級数は、第五条第二項に定める標準学級数とする。学級数は、第五条第二項に定める標準学級数とする。整備に要する経費 収容定員が二〇〇人の場合の基準			、教育研究に支障がないと認められる場合には、この経費を合計した額が、短期大学全体標準設置経費額を共同教育課程を編成する学科に係る施設及び設備の整

を乗じて得た数をもって教員数に代えることができる。っては三分の一、修業年限が三年の短期大学にあっては三分の二の高等専門学校にあっては二分の一、修業年限が六年の大学にあ専門学校が行うときは、当該教員数に、修業年限が四年の大学及く。)において、大学、修業年限が三年である短期大学及び高等く。)において、大学、修業年限が三年である短期大学及び高等

る。 の別に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た数とす除く。)の別に応じ、当該各号に掲げる学部等(大学院又は研究科を基幹教員の数に、次の各号に掲げる学部等(大学院又は研究科を二 職員数は、大学等の種類の別に応じて大学設置基準等の定める

ア〜エ [略]

大学の共同学科に係る標準経常経費額は、それぞれの大学に置大学の共同学科に係る標準経常経費額」という。)とする。ただれる額(以下「大学別標準経常経費額」という。)とする。ただれる額(以下「大学別標準経常経費額」という。)とする。ただれる額(以下「大学別標準経常経費額」という。)とする。ただれる額(以下「大学別標準経常経費額」という。)とする。ただれる額を超え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、この限りでない。

五 短期大学の共同学科に係る標準経常経費額は、それぞれの短期五 短期大学の共同学科に係る標準経常経費額は、それぞれの短期大学の共同学科に係る標準経常経費額は、それぞれの短期大学の共同教育課程を編成する学科に係る経常経費を合計した額が、それぞれの短期大学に置く当該共同教育課程を編成する学科を合わせて一の学科とみなして短期大学設置基準第三十九条により算定された短期大学別標準経常経費額」とを体基幹教員数をこの表に適用して得られる額を超え、かつ、教育課程を編成する学科について短期大学設置基準第三十九条により算定された短期大学別基幹教員数をこの学科とみなして短期大学設置基準第三十九条により算定された短期大学別基幹教員数をこの表に適用して得られる額を超え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、この限りでない。

を乗じて得た数をもって教員数に代えることができる。っては三分の一、修業年限が三年の短期大学にあっては三分の二で高等専門学校にあっては二分の一、修業年限が六年の大学にあ専門学校が行うときは、当該教員数に、修業年限が四年の大学及く。)において、大学、修業年限が三年である短期大学及び高等

ア〜エ [同上]

大学の共同学科に係る標準経常経費額は、それぞれの大学に置大学の共同学科に係る標準経常経費額」という。)とする。ただれる額(以下「大学別標準経常経費額」という。)とする。ただれる額(以下「大学別標準経常経費額」という。)とする。ただれる額(以下「大学別標準経常経費額」という。)とする。ただれる額を超え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、この限りでない。

高 等 学 校 \mathcal{O} 専 攻 科 \mathcal{O} う 5 そ \mathcal{O} 課 程 を 修 了 L た 者 が 大 学 に 編 入 学 す ることが で きる ŧ \mathcal{O} \mathcal{O} 課 程 \mathcal{O} 基

準の一部改正)

第 + 条 高 等 学 校 \mathcal{O} 専 攻 科 \mathcal{O} う 5 そ \mathcal{O} 課 程 を 修 了 し た 者 が 大 学 に 編 入 学 す るこ لح が で き る £ \mathcal{O} \mathcal{O}

課 程 \mathcal{O} 基 準 <u>\frac{1}{2}</u> 成 + 八 年 文 部 科 学 省 告 示 第 六 十三 号) \mathcal{O} ___ 部 を 次 \mathcal{O} ょ う 12 改 正 す る

次 \mathcal{O} 表 12 ょ り `` 改 正 前 欄 に 掲 げ る 規 定 \mathcal{O} 傍 線 を 付 L た 部 分 をこ れ に 順 次 対 応 す る 改 正 後 欄 に 掲 げ

定 る 規 以 定 下 \mathcal{O} 傍 線 対 象 を 付 規 定 L た と 部 分 1 う。 \mathcal{O} ょ う に で 改 改 8 正 後 欄 改 に 正 \mathcal{L} 前 れ 欄 に に 対 掲 応 げ す る る そ ŧ \mathcal{O} 標 \mathcal{O} を 記 掲 部 げ 分 て に 1 な 重 傍 1 線 ŧ を \mathcal{O} は 付 た れ 規

を削る。

よる授業」という。)又は主として放送その他の多様なメディアを利れらにより学修させる授業(次条において「通信教育用学習図書等に、一次十その他の高度情報通信ネットワークを通じて提供し、主としてこの上でであり (通信教育用学習図書等による授業科目の単位数)	3 [略]	[号を削る。]	[号を削る。] [号を削る。]	とすることができる。 とすることができる。 とすることができる。 ただし、音楽等の学科における個人指導による計算するものとする。 ただし、音楽等の学科における個人指導による計算するものとする。 ただし、音楽等の学科における個人指導によるを記して要な学修等を考慮して、おおむね十五時間から四十五時間までとすることができる。	をもって構成することを標準とし、高等学校の専攻科の教育の特性を当たっては、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容2 専攻科の課程における授業科目について、前項の単位数を定めるに第三条 [略] (各授業科目の単位数)	改正後
業(第四条第一項に規定するものを除く。次条において「放送等によ)又は主として放送その他の多様なメディアを利用した指導による授に準ずる教材を送付若しくは指定し、主としてこれらにより学修させ第六条。専攻科の通信制の課程における通信教育用学習図書その他これ(通信教育用学習図書等による授業科目の単位数)	3 [同上] ・	三 一の授業科目について、講義若しくは演習又は実験、実習若しく等学校が定める時間の授業をもって一単位とすることができる。、音楽等の学科における個人指導による実技の授業については、高範囲で高等学校が定める時間の授業をもって一単位とする。ただし	については、三十時間か授業をもって一単位とするては、十五時間から三十	路まえつつ、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間路まえつつ、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間	をもって構成することを標準とし、高等学校の専攻科の教育の特性を当たっては、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容2 専攻科の課程における授業科目について、前項の単位数を定めるに第三条 [同上] (各授業科目の単位数)	改正前

る学修をもって一単位とする。	四十五時間の学修を必要とする通信教育用学習図書等又は放送等によ	定めるに当たっては、第三条第二項及び第三項の規定にかかわらず、	おいて「放送等による授業」という。)の授業科目について単位数を	用した指導による授業(第四条第一項に規定するものを除く。次条に
----------------	---------------------------------	---------------------------------	---------------------------------	---------------------------------

備考

表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

必要とする通信教育用学習図書等又は放送等による学修をもって一単、第三条第二項及び第三項の規定にかかわらず、四十五時間の学修をる授業」という。)の授業科目について単位数を定めるに当たっては 位とする。

特 別 支 援 学 校 \mathcal{O} 高 等 部 \mathcal{O} 専 攻 科 \mathcal{O} う 5 そ 0 課 程 を 修 了 L た 者 が 大学 に 編 入 学 すること が で きる

のの課程の基準の一部改正)

第二十 \equiv 条 特 別 支 援 学 校 \mathcal{O} 高 等 部 \mathcal{O} 専 攻 科 \mathcal{O} う 5 そ 0 課 程 を 修 了 L た 者 が 大 学 に 編 入 学 す ること が

で き る Ł \mathcal{O} \mathcal{O} 課 程 \mathcal{O} 基 準 平 成二 + 八 年 文 部 科 学 省 告示 第六 + 兀 号) 0) 部 を 次 \mathcal{O} ょ う に 改 正 す

る。

次 \mathcal{O} 表 に ょ り、 改 正 前 欄 に 掲 げる 規 定 \mathcal{O} 傍 線 を付 L た 部 分 をこれ に 対 応 す る 改 正 後 欄 に 掲 げ る 規

定 \mathcal{O} 傍 線 を 付 L た 部 分 \mathcal{O} ょ う に 改 め、 改 正 前 欄 に 掲 げ る 対 象 規 定 で 改 正 後 欄 に ک れ に 対 応 す る t

のを掲げていないものは、これを削る。

く全体に付した傍線は注記である。	備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。
3 [同上]	3 [略] [号を削る。]
、特別支援学校が定める時間の授業をもって一単位とすることがでだし、音楽等の学科における個人指導による実技の授業についてはだし、音楽等の学科における個人指導による実技の授業については、三十時間から四十五時間までの一一 実験、実習及び実技については、三十時間から四十五時間までの	[号を削る。]
別支援学校が定める時間の受業をもつて一単位とする。 講義及び演習については、十五時間から三十時間までの範囲で特	[号を削る。] もって一単位とすることができる。 導による実技の授業については、特別支援学校が定める時間の授業を
ものとする。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	単位数を計算するものとする。ただし、音楽等の学科における個人指までの範囲で特別支援学校が定める時間の授業をもって一単位として時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね十五時間から四十五時間性を踏まえつつ、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業をもって構成することを標準とし、特別支援学校の専攻科の教育の特別を
- 程 の	(各授業科目の単位数) (各授業科目の単位数)
改正前	改正後

構 造 改 革 特 別 区 域 法 第 + 兀 条 第 _ 項 \mathcal{O} 認 定 に 係 る 職 業 能 力 開 発 短 期 大 学 校 が 行 う 特 定 高 度 職 業 訓

練の基準の一部改正)

第 + 兀 条 構 造 改 革 特 别 区 域 法 第 + 兀 条 第 ___ 項 \mathcal{O} 認 定 に 係 る 職 業 能 力 開 発 短 期 大 学 校 が 行 う 特 定 高

度 職 業 訓 練 \mathcal{O} 基 潍 令 和 兀 年 文 部 科 学 省 告 示 第 百 + 六 号) \mathcal{O} __ 部 を 次 \mathcal{O} ょ う に 改 正 す る

定 次 \mathcal{O} 傍 \mathcal{O} 表 線 に を ょ 付 り、 た 改 部 正 分 前 \mathcal{O} 欄 ょ に う 掲 に げ 改 る め、 規 定 改 \mathcal{O} 正 傍 前 線 欄 を に 付 掲 L げ た る 部 対 分 象 をこ 規 定 れ で に 改 対 正 応 後 す 欄 る に 改 ک 正 れ 後 に 欄 対 12 応 撂 す げ る る ŧ 規

のを掲げていないものは、これを削る。

	1			
備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍	2 [略]	[号を削る。]	(訓練時間の単位数への換算) ときは、四十五時間がに必要な訓練等を考慮して、おおむね十五時間がいら四十五時間が開発短期大学校の訓練の特性を踏まえつつ、ときとを標準とし、職業能力開発短期大学校の訓練の特性を踏まえつつ、とをとを標準とし、職業能力開発短期大学校の訓練の特性を踏まえつつ、ときとを標準とし、職業能力開発短期大学校の訓練の特性を踏まえつつ、ときい、四十五時間の訓練を受ける者の訓練の財性を踏まえつつ、ときい、四十五時間が開発を必要とする内容の科目を一単位とすることをである。 ときに、四十五時間が開発を必要とする内容の科目を一単位とすることをである。 は訓練時間の単位数への換算) (訓練時間の単位数への換算) (訓練を表達して、おおむね十五時間) (訓練時間の単位数への換算) (訓練	
く全体に付した傍線は注記である。	2 [同上] でが定める時間の訓練をもって一単位とする。 校が定める時間の訓練をもって一単位とする。 技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組合	範囲で職業能力開発短期大学校が定める時間の訓練をもって一単位実験、実習及び実技については、三十時間から四十五時間までの業能力開発短期大学校が定める時間の訓練をもって一単位とする。講義及び演習については、十五時間から三十時間までの範囲で職	は、回りには、 は、四十五時間外に必要な訓練等を考慮して、次の基準により行為 が関連とし、職業能力開発短期大学校の訓練の特性を踏まえつつ、 ときは、四十五時間の訓練を必要とする内容の科目を一単位とすることを標準とし、職業能力開発短期大学校の訓練の特性を踏まえつつ、 とを標準とし、職業能力開発短期大学校の訓練の特性を踏まえつつ、 とを標準とし、職業能力開発短期大学校の訓練の時性を踏まえつつ、 とを標準とし、職業能力開発短期大学校の訓練の成果を証する必要がある 第二条 特定高度職業訓練を受ける者の訓練の成果を証する必要がある うものとする。	

附 則

(施行期日)

第 条 \mathcal{O} 告 示 は、 大 学 設 置 基 準 等 \mathcal{O} 部 を 改 正 す Ś 省 令 0 施 行 \mathcal{O} 日 へ 令 . 和 兀 年 + 月 日 <u>)</u> カン 5 施

行する。

認 可 0 申 請 に 係 る 審 査 に 関 す る 経 過 措 置

第 条 令 和 五 年 度 に 行 お うと す る 大 学 \mathcal{O} 設 置 等 大 学 0 設 置 等 \mathcal{O} 認 可 \mathcal{O} 申 請 及 び 届 出 12 係 る 手 続 等

12 関 す る 規 則 亚 成 十 八 年 文 部 科 学 省 令 第 十二号) 第 条 に 規 定 す る 大 学 \mathcal{O} 設 置 等 を 1 う。 以 下 同

ľ \mathcal{O} 認 可 \mathcal{O} 申 請 に 係 る 審 査 に 9 7 7 は な お 従 前 \mathcal{O} 例 に ょ る。

2 令 和 六 年 度 に 行 お うとす る 大 学 \mathcal{O} 設 置 等 \mathcal{O} 認 可 \mathcal{O} 申 請 12 係 る 審 査 に 0 V) 7 は、 大 学 及 び 高 等 専

学 校 \mathcal{O} 選 択 に ょ り、 な お 従 前 \mathcal{O} 例 に ょ る こと が で き る。

3 令 和 七 年 度 以 後 12 行 お う لح す る 大 学 \mathcal{O} 設 置 等 0 認 可 設 置 者 \mathcal{O} 変 更 に 係 る t \mathcal{O} に 限 る。 \mathcal{O} 申 請

に 係 る 審 査 に <u>つ</u> 1 て は 前 項 \mathcal{O} 規 定 を 準 用 す る。

届出に関する経過措置)

第 三 条 \mathcal{O} 告 示 \mathcal{O} 施 行 \mathcal{O} 日 前 に L た 大 学 \mathcal{O} 設 置 等 \mathcal{O} 届 出 に 0 1 て は な お 従 前 \mathcal{O} 例 に ょ る

2 前 項 \mathcal{O} 規 定 に カン カン わ 5 ず、 令 和 五 年 度 又 は 令 和 六 年 度 12 行 お う と す る 大 学 \mathcal{O} 設 置 等 \mathcal{O} 届 出 12 0 ۲,

7 は 大 学 及 び 高 等 専 門 学 校 \mathcal{O} 選 択 に ょ り、 な お 従 前 \mathcal{O} 例 に ょ る ことが できる。

門

(教員に関する経過措置)

第 几 条 \mathcal{O} 告 示 \mathcal{O} 施 行 \mathcal{O} 際 現 に 設 置 さ れ 7 7 る 大 学 及 び 高 等 車 門 学 校 に 対 す る次 \mathcal{O} 各 号 に 撂 げ る 規

定 \mathcal{O} 適 用 12 0 1 7 は な お 従 前 \mathcal{O} 例 に ょ ることが で きる

 \mathcal{O} 告 示 に ょ る 改 正 後 \mathcal{O} 大 学 設 置 基 準 别 表 第 1 備 考 第 + 号 \mathcal{O} 規 定 に 基 づ < 薬 学 関 係 臨 床

に 係 る 実 践 的 な 能 力 を 培 うことを 主 た る 目 的 لح す る ŧ \mathcal{O} \mathcal{O} 学 部 に 係 る 基 幹 教 員 に 0

1

7

定

 \Diamond

る件の規定

 $\sum_{}$ \mathcal{O} 告 示 に ょ る 改 正 後 \mathcal{O} 大 学 が 外 玉 に 学 部、 学 科 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 組 織 を 設 け る 場 合 \mathcal{O} 基 準 \mathcal{O} 規 定

 \equiv ک \mathcal{O} 告 示 に ょ る 改 正 後 \mathcal{O} 大 学 設 置 基 準 附 則 第 兀 項 \mathcal{O} 規 定 12 基 づ き、 医 学 部 \mathcal{O} 収 容 定 員 を 七 百

+ 人 を 超 え 7 増 加 す る 大 学 \mathcal{O} 基 幹 教 員 数 \mathcal{O} 算 定 に 係 る 别 表 第 口 12 定 8) る 医 学 関 係 \mathcal{O} 基 幹 教

員 数 12 係 る 基 準 12 0 1 7 定 \otimes る 件 \mathcal{O} 規 定

兀 ک \mathcal{O} 告 示 12 ょ る 改 正 後 \mathcal{O} 短 期 大 学 が 外 玉 に 学 部 学 科 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 組 織 を 設 け る 場 合 \mathcal{O} 基 準 0) 規

定

2 前 項 \mathcal{O} 規 定 に カン カン わ 5 ず、 令 和 七 年 度 以 後 に 行 お う とす る 大 学 \mathcal{O} 設 置 築 \mathcal{O} 認 可 設 置 者 \mathcal{O} 変 更 に

係 る ŧ \mathcal{O} な 除 <_ 。 \mathcal{O} 申 請 又 は 届 出 を す る 場 合 に は 当 該 認 可 \mathcal{O} 申 請 又 は 届 出 12 係 る 大 学 又 は 高

専 門 学 校 に 0 1 7 は ک \mathcal{O} 告 示 に ょ る 改 正 後 \mathcal{O} そ れ ぞ れ \mathcal{O} 告 示 \mathcal{O} 規 定 を 滴 用 す る。

等